

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
1	目次						7 維持管理・運営及び7.1.7維持管理費の上限額でエラー表示がでております。また、7.1.7は、P68に項目が見当たりませんでしたので削除との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	第1章	1.5			事業概要	DBO方式とありますが、実施方針（案）ではDB+(O)方式とあり、どちらが正となりますでしょうか。	DB+(O)方式が正となります。
3	5	第1章	1.9	1.9.1		図1-4	本事業の範囲における埋設配管（汚水、雨水、電線、給排水、等）位置図をご提供願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
4	6	第1章	1.9	1.9.2		現地条件	現在の敷地境界における騒音、暗騒音、臭気指数をご教示願います。	騒音、暗騒音、臭気指数は測定データはありませんが、特定悪臭物質は測定しており、閲覧資料に追加します。
5	12	第2章	2.3		(2)	維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	”空調設備の保守点検”とあるがフロン排出抑制法にある有資格者による点検（7.5kW以上の場合）及び簡易点検、清掃、消耗部品の交換等が含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	図中のNo.1重力濃縮設備およびNo.1汚泥貯留槽は使用する／しないに関わらず防食塗装や配管更新は必須でしょうか。また、機械設備も赤着色がされておりますが、これらの機器も無条件で更新対象でしょうか。	使用する場合は防食塗装や配管更新は必須です。使用しない場合は更新不要です。
8	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	防食塗装の保証期間は10年でよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、保証期間後においても、劣化が確認された場合は、防食塗装の修繕・改築により、躯体の劣化を防止してください。
9	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	図2「注」重力濃縮設備と汚泥貯留設備は、配管・配線も更新することとありますが、重力濃縮設備、汚泥貯留設備の各設備の平面図、断面図（土木図、機械図共に）をご提供願います。なお、これらの設備を使用する場合に限り更新との理解でよろしいでしょうか。	前段：図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。 後段：ご理解のとおりです。
10	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	引抜配管の埋設部は対象外、ポンプ室内もしくは管廊内等の目視可能な配管とし、具体的な取り合いは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。その他要求水準に記載されていない配管は対象外との理解でよろしいでしょうか。	既設利用する埋込管等はすべて更新対象となります。取り合いは、基本的には事業者提案は可です。使用しない配管は更新対象外となります。
11	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	既設重力濃縮槽の越流水を新規返流水槽へ接続することになっておりますが、越流水位が低く新規水槽の設置が困難なため、既設返流水管をそのまま利用することは可能でしょうか。	既設返流水管の利用は不可です。
12	16	第2章	2.5			トラックスケールの運用	「～市より発注した運搬業務受託者（以下、運搬業者）によるトラックスケールの操作盤の操作により～」とありますが、運搬業者の責によりトラックスケールが破損した場合、貴市の責として修復していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	既設汚泥脱水機棟の返流水槽への投入は可能でしょうか。増量した排水については別途事業者にて排水ポンプを設置致します。	既設汚泥脱水機棟の地下水槽を使用することはできません。
14	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	既設脱水設備の薬品溶解設備を流用することは可能でしょうか。	可能です。
15	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	CGボイラ棟の最終（現況）図と機器重量をご提供願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
16	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	本事業範囲に既設燃料貯留設備が雨水排水ポンプ場東側と汚泥コンポスト場南側にありますが、それぞれ補給頻度はどの程度でしょうか。	30kLの貯留設備は、月3回程度。10kLの貯留設備は、年1回程度です。
17	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	図2-4の緑色および水色着色部の説明で「・・・再構築汚泥処理施設の内容に応じて撤去」とありますが、これは「撤去しないことも可能」との理解でよろしいでしょうか。	再構築汚泥処理施設の設置・運転に支障が生じない場合は撤去しないことも可能です。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
18	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	No.2重力濃縮槽は、「構造物内の機械(汚泥掻き寄せ機)と電気(現場操作盤)は再構築汚泥処理施設の内容に応じて使用または残置」と記載されておりますが、追加工事の必要なく継続使用可能との理解でよろしいでしょうか。	本施設における使用方法に基づき、契約後の協議によります。
19	17	第2章	2.5			既存汚泥処理施設の事業範囲	図2-4既存汚泥処理施設の事業範囲ならびに図7-1設備保守管理業務の範囲にて、DBOの対象施設が示されておりますが、一方、別紙9では、汚泥コンポスト棟および添加物貯留棟も事業範囲に含まれております。汚泥コンポスト棟および添加物貯留棟については、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	24	第2章	2.7	2.7.3		機械電気設備工事関係	機械電気設備工事関係の基準について、事業団発刊の図書の記載がありますが、機器選定に当たっては、構造、製作条件、材質、付属品、運転操作、塗装などすべての項目について準拠が必要でしょうか。同等の性能確保した上での機器選定を実施することは可能でしょうか。	機械・電気設備標準仕様書、機械・電気設備特記仕様書は適用しません。
21	24	第2章	2.7	2.7.3		機械電気設備工事関係	事業団の仕様書の記載がございますが、機械設備の容量、予備機等の考え方は、根拠を持ったうえで、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	契約後の協議によります。
22	24	第2章	2.7	2.7.3		機械電気設備工事関係	し尿や浄化槽の汚泥受入供給施設は、事業団発刊の図書に該当しないため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」に従い計画することよろしいでしょうか。	契約後の協議によります。
23	27	第2章	2.10	2.10.2	(2)	ア モニタリングの実施	「(2)維持管理・運営、コンポスト売買に係るモニタリングの実施」とありますが、「～生成物売買に係る」との理解でよろしいでしょうか。また、「維持管理・運営業務の実施状況についてモニタリングをする。」とありますが、「維持管理・運営業務及び生成物の売買に関する業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	27	第2章	2.10	2.10.2	(2)	イ (ア) 実施時期・内容	モニタリングの時期は定期的との記載以外有りませんが、事業者からの提案を採用して頂くとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	27	第2章	2.10	2.10.2	(2)	イ (ウ) 財務状況の報告	「事業者は、維持管理・運営時に毎会計年度終了後3か月以内に、財務の状況を市に報告する。」とありますが、ここでいう事業者とは、特別目的会社と読み替えてよろしいでしょうか。	特別目的会社と読み替えて構いません。
26	28	第3章	3.1			処理対処物の集約フロー	「図3-1処理対象汚泥の集約フロー (DBOの範囲)」とありますが、実施方針(案) P10の図ではDB+ (0) となっております。どちらが正となりますでしょうか。	DB+(0)方式が正となります。
27	29	第3章	3.1	3.3.1		全体処理量	機器容量は全体処理量をもとに設計しますが、不明水の影響により、入口条件が変わると、今回提案する機器で対応できない可能性があります。入口条件の変更が生じた場合の責任は発注者に帰するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	29	第3章	3.1	3.3.1		全体処理量	不明水の影響により年間処理量が継続して平均値を上回る場合、維持管理費の増加の懸念がございますが、増加分は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	30	第3章	3.1	3.3.1		全体処理量	p30,表3-1に示される令和8年の受入汚泥量の合計35.84kL/日と、p35「3.3.3受入汚泥量の受入量」の計画処理量37.25kLで数値が異なりますが、全体処理量1124wet-t/日との整合から、表3-1の数値35.84kL/日を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
30	34	第3章	3.1	3.3.2		本施設の停止可能期間	消化槽立ち上げ時において、脱水処理まで至らない低濃度汚泥を返流水に戻すことは可能でしょうか。	既設水処理施設に影響が無ければ可とするが、協議に依るものとします。
33	35	第3章	3.1	3.3.3	(4)	搬出	受入汚泥の処理に伴い発生する廃棄物（し渣等）の発生量及び別施設への搬出頻度をお示しください（過去5年程度）。	4tアームロール車により2週間に1回程度(月2回程度)搬出します。搬出量は1回につき50～100kg程度です。
34	35	第3章	3.4			汚泥性状	臭気に係る原臭濃度の記載がありませんが、資料収集を行ったうえで、情報がない場合、受入汚泥、下水由来汚泥とも指針等から事業者にて設定することよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業者が提出予定の技術提案書に記載された内容を遵守できるよう設計してください。
35	36	第4章	4.2			運転・制御	既存のポンプ類の運転信号の内容をご提示願います。	詳細設計時に調査し確認してください。
36	36	第4章	4.2			運転・制御	また、初沈、余剰汚泥ポンプ類は既設電気設備の改造工事は市にて実施していただくことは可能でしょうか。	契約後の協議によります。
37	37	第4章	4.8			処理水	二次処理水は、滅菌（消毒）前という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	38	第4章	4.10			補助燃料	事業者の責任において貯留設備等を整備すると記載がありますが、事業者の責任において既設燃料貯留設備を使用できますでしょうか。	既設利用は不可です。
40	38	第4章	4.11			処理工程における排水	「排水水質が表 4-3 に定める基準値を超過した場合には、排水を停止できる構造とすること。」とありますが、手分析を行うことよろしいでしょうか。もしくは、全項目の連続測定を行うということを指しているのでしょうか。	手分析で構いません。 なお、SSのみを排水水質の上限値に規定します。BOD、T-N、T-Pは努力目標値とします。
41	38	第4章	4.11			処理工程における排水	T-N、T-Pについて、水処理由来の影響により基準値を超えたことが明らかになった場合は、貴市と事業者の協議により対応を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	SSのみを排水水質の上限値に規定します。BOD、T-N、T-Pは努力目標値とします。
42	45	第6章	6.3	6.3.6	(13)	施工管理	建築工事には一級建築士の資格は必要でしょうか。	ご意見拝聴しました。
43	48	第6章	6.3	6.3.15	(5)	特記事項	工事施工に着手するまでの期間については、工事現場への選任現場代理人の常駐を要しないとありますが、監理技術者の途中交代は可能でしょうか。（工場製作期間と現場期間での交代）	建設業法の定めによります。
44	50	第6章	6.4	6.4.1	(5)	安全対策	工事において、重機を使用しますが、旧汚泥焼却設備周辺の管廊上部は、最大何トンまでの荷重が許容されるか、ご教示願います。	詳細設計において既存完成図書等から確認をお願いします。
45	51	第6章	6.4	6.4.2	(1)	汚泥受入供給施設	バキューム車の洗浄は別施設で行い、当該施設には洗浄・貯留・移送設備等は不要でよろしいでしょうか。	今回事業範囲内に設けてください。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
46	51	第6章	6.4	6.4.2	(2)	トラックスケール	製造品の計量は、生成物の貯留設備に設置するロードセルで管理してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	54	第6章	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備	アについて、汚泥処理1次版の電源は、既設の汚泥処理設備の運転に現在使用していると考えられますが、停止可能でしょうか。	切替工程表(停止時間記載)を作成し、契約後協議により決定します。
48	54	第6章	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備	ウ配電電圧において、「動力・建築動力設備は3φ3W 200V、電灯コンセント設備は200-100Vを基本とし計画すること。」とありますが、動力は400Vで計画してもよろしいでしょうか。	「要求水準書のとおり」とします。
49	55	第6章	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備	p55に掲載されている図を鮮明にさせていただくことは可能でしょうか。もしくは同様のデータをいただくことは可能でしょうか。	可能です。
50	56	第6章	6.4	6.4.3	(4)	運転操作設備	C/C方式では無く、動力制御盤方式で良いでしょうか。また、「コントローラが停止しても継続して運転・制御が行えること」とは、どういった運転できるようにすれば良いでしょうか。	要求水準書の記載の通り。現場での運転操作が行えることとします。
51	56	第6章	6.4	6.4.3	(4)	運転操作設備	ウ「機側で運転・操作及び詳細な故障内容の確認ができること。」とありますが、個別に現場操作盤を設けるのではなく、動力制御盤のパネル管理でもよいでしょうか。	契約後の協議によります。
52	57	第6章	6.4	6.4.4	(1)	施設設計	地盤資料については過去のボーリングデータのみとなっていますが、液状化の有無について評価は不要と考えてよろしいでしょうか。	地質調査資料に基づき、液状化判定を行ってください。
53	57	第6章	6.4	6.4.4	(1)	施設設計	建屋並みの構造物となりますが、設備架構ですので、基本的には特に許認可は必要が無いものと考えておいてよろしいでしょうか。また、許認可対象ではない取り扱いとなる場合、構造設計時の設計条件をご教示ください。(例えば、鋼構造物であれば、耐震設計で水平震度を何に準拠させるか、強度計算時の評価基準を何にするか等)	土木に関する要求水準の項ですが、設備架構等が建築基準法の工作部等に該当する場合や別途法令に該当する場合などは、手続きが必要になります。構造計算時の設計条件は、適用される法律および、日本下水道協会の耐震基準に準拠してください。
54	58	第6章	6.4	6.4.4	(1)	施設設計	返流水の戻し先である分配槽はコア抜きでよいでしょうか。また、防食塗装は保証外でよろしいでしょうか。	既存の鉄筋を切断しない場合はコア抜きとして良いです。既存の鉄筋を切断する場合は、構造性能を低下させないよう対策を講じてください。防食塗装を破損した場合は復旧してください。
55	58	第6章	6.4	6.4.4	(3)	既存施設の活用	1. 耐震補強設計は、耐震補強案をベースとして事業者が検討・設計を行うということですが、耐震診断結果及び耐震補強案を決定した計算書・解析データ・竣工時図面・竣工時計算書は貸与して頂けるのでしょうか。	既存脱水機棟の土木構造部は、水槽構造物以外の用途(土木構造物として使用しない)での活用としてください。
56	59	第6章	6.4	6.4.4	(3)	既存施設の活用	「既設重力濃縮槽を利用する際、耐震性能は未確認で損傷等に対しては市がリスクを負担する」とは、利用に対し耐震性能を検討しなくてよいという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	59	第6章	6.4	6.4.4	(3)	既存施設の活用	「既設脱水機棟の地下部分は利用可能とするが、既設脱水機棟の地下部分は、土木構造物としての耐震性能を有していないことが耐震診断により確認されたため、躯体地下部分を利用する場合は、汚泥処理に係る水槽構造物以外の用途で活用すること。なお、躯体地下部分、及び杭基礎は、耐震診断により建築構造物(V類)としての耐震性能を有することが確認されている。」との記載がありますが、追加強度検討を事業者側で実施したうえで、追加荷重をけてしてもよろしいでしょうか。	水槽構造物以外の用途であれば、荷重に対する安全性を確認した上で活用することで構いません。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
58	59	第6章	6.4	6.4.4	(3)	既存施設の活用	耐震診断(建築)の結果、「水槽構造物以外の用途で活用すること」、また「建築構造物(V類)としての耐震性能を有していることが確認されている。」とありますが、「建築構造物(V類)」を満たす範囲で、脱水機棟の地下に機械設備としてタンク(例えばパネル製)やポンプ等を設置することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、水槽構造物(躯体)としては活用せず、機械設備のタンク(パネル製)やポンプを設置してもV類でよいです。
59	59	第6章	6.4	6.4.5	(3)	既設構造物の撤去について	既設汚泥棟に接続もしくは周辺に埋設されている配管(温水配管)や電気ケーブル等の撤去範囲は事業者提案のもと、発注者と協議により決定することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	59	第6章	6.4	6.4.5	(3)	既設構造物の撤去について	別添10のダイオキシン調査結果でボイラ燃焼室とありますが、これはボイラ燃焼室全体がダイオキシン汚染されていることを指しているのでしょうか。もしくは、この中の機器全てを指しているのでしょうか。機器の場合は対象機器を具体的にご教示願います。	ボイラ燃焼室は建築の部屋ではなく、設備名称です。対象機器の配置図は別途提示します。
61	59	第6章	6.4	6.4.5	(3)	既設構造物の撤去について	工事見積は、別添10に従って計上することよろしいでしょうか。なお、工事前の調査において、別添10以外の機器及び部屋においてアスベスト、ダイオキシン及び特定有害物質が検出された場合、それにかかる対策費用及び工事費用等は別途請求可能と理解してもよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
63	64	第6章	6.5	6.5.5	(3)	総合試運転	「総合試運転中に製造される生成物について、市より有価で生成物を事業者へ売却」とありますが、試運転期間であり、生成物の品質等が不透明なため事業者は有価物として有効利用を図る必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	市より事業者へ売却された生成物は、試運転期間中か事業開始後かにかかわらず事業者の責で有効利用を図ってください。なお、試運転期間中で品質等が不透明なため生成物と判断できないものは副生成物として取り扱います。
64	67	第7章	7.1	7-1-3	(6)	夜間の体制	夜間の体制については、「監視に1名、他に安全管理上複数名で巡視を行う事を目安とする。」あくまでも目安であり、必ずしも夜勤3名体制を求めているものとの理解で宜しいでしょうか。	7.1.3(4)に記載のとおりです。
65	67	第7章	7.1	7-1-5	(4)	ユーティリティー条件	「電力、補助燃料について、使用量に比例する従量料金は」との記載がありますが、「電力、水道について、使用量に比例する従量料金は」と読み替えてよろしいでしょうか。	「電力、補助燃料について、使用量に比例する従量料金は」との記載は「電力について、使用量に比例する従量料金は」と読み替えてください。なお、上水に関する記述は、7.1.5(2)の最下行から3行の文章に記載しています。
66	68	第7章	7.1	7-1-6	(2)	維持管理業務開始時の既存汚泥処理設備施設(使用)の機能等の確認	既存汚泥処理設備の機能確認を行ううえで過去の整備・故障履歴は閲覧可能でしょうか。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
67	70	第7章	7.2	7.2.4	(4)	②土木・建築施設	「(中略)また、地震時は発生後速やかに調査・点検を行い、沈下量に対しては、事業者の判断のもと、適宜調査するものとする。～」とありますが、①地震の規模により不可抗力事象となった場合は事業者の判断ではなく貴市の指示による可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。 ②不可抗力事象となった場合の調査・点検内容やそれに掛かる費用負担は不可抗力事象のリスク分担(基本協定書別紙6 リスク分担)に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。
68	71	第7章	7.2	7.2.5	(1)	水質分析及び環境計測に関する業務	「～ 関係法令または市の指示する方法で行うこと。」とありますが、運転管理上、事業者が日常的に行う分析については、「市の指示する方法」ではなく「市の確認を受けた方法」とすることをご検討ください。	「市の指示する方法」を「市と協議を行い確認を受けた方法」に変更します。
69	71	第7章	7.2	7.2.5	(3)	水質分析及び環境計測に関する業務	立入検査について、具体的に内容をご教示ください。	水質異常が発生した際に、現地確認、作業方法の確認、採水等を行います。
70	71	第7章	7.2	7.2.6		安全衛生管理	除草作業の面積をご教示願います。	図1-4で図示された本事業の範囲で、事業者提案により本施設として使用する範囲が対象となります。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
71	71	第7章	7.2	7.2.6		安全衛生管理	除草作業後の草は廃掃法の関係上、市で処分するとの理解よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	72	第7章	7.2	7.2.8		防災及び保安業務	緊急時に市の指示に従い管理方法を変更することで費用が発生した場合は、別途、市よりかかる費用をお支払いいただけるとの理解でしょうか	契約後の協議によります。
73	72	第7章	7.2	7.2.8		防災及び保安業務	「～市が行う防災訓練に参加・協力すること。」とありますが市が行う訓練内容および頻度をお示しください。	年1回程度、地域全体の防災訓練を行うため、これに参加していただきます。半日程度の訓練です。
74	72	第7章	7.2	7.2.9	(1)	見学者対応	「～見学者の対応(受付等)は市で行うが、～」とありますが、事業者の業務都合も尊重して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	72	第7章	7.2	7.2.9	(1)	見学者対応	見学者用パンフレット及びDVDの著作権は貴市に移ることから、納品後の修正・増刷等の対応は貴市が対応するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	73	第7章	7.2	7.2.9	(5)	中学校職場体験学習及び高校生インターンシップへの対応	職場体験およびインターンシップについて、実施にあたっては事業者の業務都合も尊重して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、貴市にて過去に職場体験およびインターンシップが行われているのであれば直近5年程度の実績(実施回数、一回あたりの受入れ人数・期間、内容)をお示し頂くとともに、本事業期間中の見通し(年間あたりの実施回数、一回あたりの受入れ人数・期間)についてもお示しください。事業者の現場従事者のみでは対応が困難な可能性があり、別途費用を積算するためにお伺いするものです。	前段:ご理解のとおりです。 後段:見学者対応と同様で、別途費用を必要としない範囲での対応を想定しています。
77	73	第7章	7.2	7.2.9	(8)	イベントへの協力	駐車場開放に協力とは、具体的にどのような事を想定されているかご教示願います。	駐車場所の一時的な変更対応を想定しています。
78	73	第7章	7.2	7.2.9	(8)	イベントへの協力	駐車場開放により、車の盗難・破損、来場者の怪我や事故、来場者による本施設等の破損・損壊等が発生した場合、事業者は関与しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、協力の内容について詳細にお示し下さい。	ご理解のとおりです。
79	79	第7章	7.4	7.4.3	(1)	要監視基準と停止基準	「要監視基準を上回った時点から1回/2ヶ月の頻度で分析を行い、状態監視を行うこと」とありますが、解除基準はどのようなものでしょうか。	要監視基準以下となった時点です。
80	79	第7章	7.4	7.4.3	(3)	基準値及び判定方法	「表 7-1 要監視基準及び停止基準(0212%換算値)」の停止基準には水銀が含まれていますが、(6)施設停止後の対応「停止基準の基準値については、硫酸化物、窒素酸化物、その他関係法令等に定める規制項目(ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類)の関連法令が示す基準値とする。」と水銀が含まれていません。水銀は停止基準に含まれていないとの認識で宜しいでしょうか。	水銀は停止基準に含まれています。要求水準書7.4.3(6)の記述に水銀を追記します。
81	81	第7章	7.5	7.5.1		生成物の有効利用	「～なお、不可抗力等のやむを得ない事情～」との記載がありますが、昨今の新型コロナウイルスの影響による有効利用先市場の劇的な変化等の事情も「不可抗力等のやむを得ない事情」に相当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
82	82	第7章	7.5	7.5.4	(3)	副生成物の処分	図7-3にて副生成物の処分に関するフローがありますが、製造過程において生じた副生成物は、貴市とSPCの生成物売買の対象外であると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	86	第7章	7.6	7.6.4		技術指導	「～市が必要と認める期間～」とありますが、事業者の業務都合も尊重頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市と事業者との協議により決定します。
84	86					別紙2	汚泥性状の変動を詳細に把握するため、維持管理日報などの資料の提供をお願い致します。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
85	93					別紙5	返流水接続先の分配槽は頂部ではなく、側面でもよろしいでしょうか。	良いです。
86	94					別紙5	生活排水は本事業で建設する汚泥中継槽相当に投入してもよろしいでしょうか。	良いです。
87	95					別紙5	雨水排水接続先は指定場所以外の事業者提案箇所でもよろしいでしょうか。	良いです。
88	96					別紙6	汚泥供給管位置において、右上記載の供給位置と図面が合致していないように思われます。右上記載を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	105					別紙9	処理場北側に出入り口（門扉）を設けるとありますが、事業者により別箇所に設置でよろしいでしょうか。	参考情報を閲覧資料に追加します。 詳細位置は契約後の協議によります。
90	106					別紙10	事前調査において、別紙10に記載の設備以外でダイオキシンやアスベストなどの有害物質が検出された場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	106					別紙10	PCBの記載は有りませんが、PCBが検出された場合、対象物は市が指定する場所に保管し、処分は市の所掌になるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	107					別紙11	4-(6)にて、「修繕費用の各年度における上限額は、150万円とする。」とありますが、税込みとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
93						その他	既設し尿と浄化槽のしき搬出頻度、搬出車両をご教示願います。	現状は4tアームロール車により2週間に1回程度(月2回程度)搬出しています。搬出量は1回につき50~100kg程度です。
95	14	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	以下の機器のスペックをご教示願います。 No.1、No.2 重力濃縮槽掻き寄せ機(本体、減速機等含む) No.1、No.2 汚泥貯留槽攪拌機(本体、減速機等含む)	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
96	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	移設対象の苛性ソーダタンク廻りに高架水槽水配管がありますが、現状焼却設備で使用中国でしょうか。移設にかかる配管埋設状況など必要な情報が受注後に得られる場合は設計変更との理解でよろしい中国でしょうか。	前段: 苛性ソーダは使用中です。当該貯槽が施工の障害になる場合は移設可能です。工事の範囲になります。 後段: 今後、公表可能な資料を開示します。
97	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	撤去エリアにあり移設が必要となる以下の設備の機械及び電気図面をご提供願います。これらの資料が受注後に得られる場合は設計変更との理解でよろしい中国でしょうか。 ・No.1,2苛性ソーダ供給ポンプ(0.2kw,400V)、苛性ソーダタンクレベル計、攪拌機 ・No.1,2燃料供給ポンプ、現場操作盤	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
98	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	旧汚泥焼却設備の南側に複数の埋設管(温水用等)がありますが、閲覧資料では確認できなかったため、撤去見積もり範囲としては地上部のみとし、埋設部については、撤去範囲を含めて受注後の設計変更対象との理解でよろしい中国でしょうか。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
99	17	第2章	2.5			事業者による許認可・届出	旧汚泥焼却設備の撤去に伴い、離線、撤去範囲を明確にするため、既設電気工事図面(1式)をご提供願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
100	60	第6章	6.4	6.4.5	(4)	必要諸室	「活用可能な既設構造物を利用することを基本とする」とありますが、脱水機棟内の倉庫、作業員控室、浴室、仮眠室などは既設を利用し、その他必要と考えられる諸室及び諸室内に設置する設備は事業者提案との理解でよろしい中国でしょうか。	ご理解のとおりです。
101	105					別紙9	大型車両の動線として処理場北側をご指定いただいておりますが、処理場西側の公園駐車場側の入り口を改造して門扉を設置することは可能中国でしょうか。	不可とします。
102	その他					閲覧資料	資料閲覧を行いました。現況と異なるため、以下の設備に関する竣工図もしくは最新図面を提供願います。なお、これらの資料が受注後に得られる場合は設計変更との理解でよろしい中国でしょうか。 ・No.1,2 重力濃縮槽(土木図、機械・電気設備図、配管図、盤図面) ・No.1,2 汚泥貯留槽(土木図、機械・電気設備図、配管図、盤図面) ・管廊内のポンプ室廻り配管図 ・重力濃縮設備廻りの管廊内及び埋設部の配管図	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
103	その他					外灯	以下の2点の外灯についてご教示願います。 1) 旧汚泥焼却設備の南側は撤去可能中国でしょうか。 2) 高架水槽の貯水槽の北側は残置中国でしょうか。	直近にLEDに更新された外灯は撤去は不可とし移設等は可能です。
104							今回の実施方針案・要求水準書案及び閲覧した資料では事業計画立案に必要な資料(設計・積算・維持管理・運営)が十分に開示されているとは言えないため、質問書で追加資料開示請求を行い、万が一資料が提示されなかった場合、提示頂けた資料のみで計上をおこない、受注後に発生する既設との不整合については別途設計変更協議と考えてよろしい中国でしょうか。(現状ですと資料不備の為、適正価格から乖離し、割高感となる見積書になってしまい、発注者様の方針から外れる恐れがあります。)	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
105	5	第1章	1-9	1-9-1	図1-4	本事業の範囲	図1-4に赤枠で本事業の範囲が明示されているが、該当範囲以外で工事期間中に仮設ヤードとして利用可能なエリアはあります中国でしょうか?また交渉の余地はあります中国でしょうか?	契約後の協議によります。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
106	14	第2章	2-5		図2-1	事業者の事業範囲	「※既設の重力濃縮槽と汚泥貯留槽の内部防食も本事業で更新すること」とありますが既設槽内を確認した所、骨材等が露出しており、躯体の状況が悪いです。既設槽内利用した場合断面修復圧を〇〇mmと指定できないでしょうか。受注後精査確認をし、設計変更を可能とさせて頂ければと思います。 (現状では、躯体状況を知り得た業者のみが、その部分を計上し不利に働きます。数量が不明確な場合安全側での数値計上となり、現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない。また、現状の状況では入札後揉める原因となりかねません)	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
107	42	第6章	6-2	6-2-6		提出図書	品質管理計画表は土木工事だけ必要という理解でよろしいでしょうか？	JS様式があるのは土木工事だけですが、全工種必要です。
108	44	第6章	6-3	6-3-6	(3)	見学会対応	過去に当該施設で実施された見学会の実績(回数・時期)等の開示は可能でしょうか？	見学者の予定人数は500人/年、100人/日、50人/班・日です。
109	44	第6章	6-3	6-3-6	(7)	異常時の協議	「事業団を通じて速やかに関係者と協議」「ただちに事業団と協議」とありますが、市への連絡も全て事業団通じて行うとの解釈でよろしいでしょうか？	契約後の協議によります。
110	45	第6章	6-3	6-3-8	(3)	作業日及び作業時間	事前に市・事業団の承諾を取るにあたり、緊急ではなく予見できるものについて、申請に必要な日数等があればご教示願います。	1週間程度とします。
111	47	第6章	6-3	6-3-15	(3)	他工区調整	現時点で確定している関連工事の内容・時期がわかればご教示願います。	契約後の協議によります。
112	57	第6章	6-4	6-4-4	(1)	シ	事業範囲の植栽、排水、舗装構成について条件があればご教示願います。また既植生で支障になる分の移設、伐採処分の有無等についてご教示願います。	移植、伐採処分は必要に応じて行ってください。
113	58	第6章	6-4	6-4-4	(2)	ウ	今回の建設事業用地範囲内には、土壌汚染土はないとの理解でよろしいでしょうか。あった場合は設計変更協議という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
114	58	第6章	6-4	6-4-4	(2)	オ	工事排水の排水基準はありますでしょうか。適切な処理後は別紙5の雨水排水接続先への放流でよろしいでしょうか？	前段:排水基準は、水質汚濁防止法による基準及び京都府環境を守り育てる条例による基準です。 後段:接続先は、雨水排水接続先とすることで良いです。
115	58	第6章	6-4	6-4-4	(2)	カ	下記の場内設備の資料があればご教示願います。 (暗渠・上下水道配管・電気ハンドホール等)	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
117	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設構造物の撤去について	4/23の資料閲覧で、撤去対象の「旧汚泥焼却施設」のCCボイラ棟図面3枚がありました。撤去費用の算出根拠が少なく、正確な工事費算出が困難と考えています。見積り精度を上げるために、竣工図等追加で現況の解体工事費の数量算出根拠となる資料開示いただける資料はございますでしょうか。提示が困難な場合は提示頂けた資料のみで計上をおこない、未提示のものは受注後、別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
118	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設構造物の撤去について	解体工事個所の既存図は、全て提示頂けたと認識してよろしいでしょうか？提示以外の埋設及び残置物については、設計変更と認識してよろしいでしょうか？(杭撤去や埋設物撤去が、提示資料以外の箇所が読み取れず、計上しきれないため。) 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
119	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設構造物の撤去について	CCボイラ棟(杭含む)とありますが、杭の図面はありますでしょうか？もしない場合、設計変更の対象として協議いただく余地はあるでしょうか？提示が困難な場合は提示頂けた資料のみで計上をおこない、未提示のものは受注後、別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
120	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設構造物の撤去について	屋外に設置してある煙突等の設備の図面はありますでしょうか？提示が困難な場合は提示頂けた資料のみで計上をおこない、未提示のものは受注後、別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
121	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	土壌脱臭床の図面を開示願います。 提示が困難な場合は提示頂けた資料のみで計上をおこない、未提示のものは受注後、別途設計変更協議と考えてよろしいでしょうか。 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
122	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	事業範囲内の設備基礎、土間コンクリートは撤去と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
123	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	機器、設備の作動油、廃油、廃液等の残渣はありますでしょうか？ ある場合、想定数量のご提示をいただけますでしょうか？ ない場合は、算出数量根拠が困難と考え、設計変更対象として協議いただく余地はあるでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
124	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	「撤去前にアスベスト、PCB、ダイオキシン等の調査を行うこと」と記載がありますが、調査結果が別紙10の事前調査結果等と乖離が生じた場合は、設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	建屋内部に残置する機器設備以外の什器備品は事業範囲外と考えて良いでしょうか？ また、残置しない機器設備は、解体撤去前に搬出いただけると考えてよろしいでしょうか？ない場合は、算出数量根拠が困難と考え、設計変更対象として協議いただく余地はあるでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	建物内部に残置する機器設備以外の什器設備は事業範囲外です。 残置しない機器設備の撤去も本事業の対象です。 図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
126	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	密閉し負圧な状態でDXNs等付着物を除去した後の既存建造物の撤去については、密閉しての負圧下での解体等特別な制限はございますでしょうか？	有害物質を除去した後の建造物撤去に密閉負圧等の制限はありません。
128	59	第6章	6-4	6-4-5	(3)	既設建造物の撤去について	DXNs除染時の環境測定について特別な条件・規制などはありますでしょうか？	特別な条件等はありません。適用される法規制に基づき計画をお願いします。
129	60	第6章	6-4	6-4-5	(5) 2) ①	建築機械設備 表6-1温湿度条件	室内（居室）の設計用温湿度条件に相対湿度50%とありますが、厳密な湿度制御は不要な部屋かと存じますので、設計における目安と考え、事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
130	60	第6章	6-4	6-4-5	(5) 2) ①	建築機械設備 表6-1温湿度条件	室内（電気室）の設計用温度条件に30℃とありますが、キュービクルの機器許容温度が40℃のため、サーモ制御等で30～40℃に制御する計画としても宜しいでしょうか？	電気室内の設計用温度条件であるため、室内を30℃で制御する計画としてください。
131	61	第6章	6-4	6-4-5	(5) 3) ① ア	換気設備工事 ①設計基準	居室以外の換気回数は「下水道施設計画・設計指針と解説」に準拠するとあり、「下水道施設計画・設計指針と解説」に参考例として管廊・階段室の換気3~5回/hの記載があります。 管廊への階段室の換気が必要で、建物の階段室（地下・地上を含む）は該当外と考えて宜しいでしょうか？	「下水道施設計画・設計指針と解説」の管廊・階段室の解釈としては、地下階などの結露対策が考えられます。建物の階段室であっても地下に繋がる階段室等は当該指針に準拠した換気としてください。
132	62	第6章	6-4	6-4-5	(6) エ	建築電気設備 外線電話	内線電話について、新設建物での設置が必要な室名をご教示願います。	監視室です。
133	62	第6章	6-4	6-4-5	(6) エ	建築電気設備 外線電話	新設建物での設置の内線電話の接続先は、既設管理棟のMDF盤内で宜しいでしょうか？	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
134	91	別紙4				処理水取水位置	工事用水は上水管の分界点から取水する形でよろしいでしょうか？	工事用水は、本設上水管の分界点に関わらず別途協議によります。
135	92	別紙5				生活排水・返流水・雨水排水接続位置	解体時の洗浄廃水（排水処理装置で浄化）、掘削時湧水等を雨水排水接続先に放流する際の放流基準をご教示願います。	放流基準は、水質汚濁防止法による基準及び京都府環境を守り育てる条例による基準です。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
136	92	別紙5				生活排水・返流水・雨水排水接続位置	生活排水接続先の樹深さを御教示頂けないでしょうか？ 無ければ今後の現地調査での変更対応が可能なものと考えても宜しいでしょうか？	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
137	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	掘削土仮置候補地の南側or北側を資材置き場、駐車場、事務所用地に利用することは可能でしょうか？（質問No.1と関連）	契約後の協議によります。
138	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	小型車両進入について事業範囲までの通行ルートをご教示願います。 またそのルートでの暗渠、上下水道埋設管等の資料をご教示願います。	前段：要求水準書 別紙9のとおりです。 後段：図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
139	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	同様に大型車両進入路での地下埋設物等の資料をお願いします。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
140	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	既存図での舗装資料が未提示でしたので、場内の構内道路は10t車等の大型車が通行できる設計としてあると認識してよろしいでしょうか？ 現在の情報だけでは各社が正確に見積りできない為。	場内道路の通行は可能ですが、破損した場合は事業者の責にて復旧してください。
141	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	②工事期間中の大型車両出入口について、門扉形状の指定はありますでしょうか？（工事期間中の目隠し版の必要性、レール付きゲート使用など） 工事期間中のゲートの仕様をご教示願います。 新設する門扉形状の仕様及びグレードの指示はありますでしょうか。ありましたら、仕様等をご教示願います。 （住宅側に設置しています、進入路ゲート程度でよろしいでしょうか？） 道路及び歩道面から、場内の視線を遮るなど配慮は不要と理解でよろしいでしょうか。	指定はありません。
142	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	②大型車両進入出入口について、該当部分を出入口として使用する場合の道路管理者へ協議は完了してはいますでしょうか。完了済みであれば資料等をご教示願います。 未協議の場合、道路管理者及び担当所轄へ協議を行ってもよろしいでしょうか。ご教示願います。	前段：現在協議中です。 後段：不可とします。
143	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	現状の事業用地（修景地近接部：②の西側付近）からの車輛搬出入が合理的では無い為、事業用地範囲外である修景施設一部を改修して車輛搬出入を行う事は可能でしょうか？	不可とします。
144	105	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	今回の建設事業用地範囲内には、残置物はないとの理解でよろしいでしょうか。提示の無い残置物（杭及び配管など）等があった場合は設計変更協議という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
145	111	別紙15				既設脱水機棟	既設脱水機棟の耐震補強、及び棟内監視室を既設流用し改修設計を行いますので、建築図面、構造図、建築確認申請書等の資料をご教示頂けませんでしょうか？	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
146	66	7	7.1	7.1.3	(3)	常時の体制	弊社は、現行施設の維持管理業務を請け負っておりますが、現在、保有していない資格が記載されております。エ、シ及びツについては、本業務に必要なとお考えでしょうか。	ご意見拝聴しました。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
147	107	別紙11	4		(6)	一般事項	150万円を超過した場合の修繕は、市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	150万円を超過した場合の費用は市が負担します。なお、超過分について、維持管理・運営業務委託費を変更して事業者が実施するか、市が事業者以外のものに委託するかは、修繕内容に応じて都度決定します。
148	107	別紙11	4		(7)	一般事項	修繕件数が大幅に超えた場合、個々に発生しうるユーティリティ費用の増加についても、別途市と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	66	7	7.1	7.1.3	(3)	常時の体制	ア～サの資格に関しても、本事業に関して提案する施設で必要が無い場合は、有資格者を配置しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	85	別紙2				汚泥の性状	当組合は、汚泥の利活用方法として肥料化を検討しております。肥料の品質確保及び流通計画策定の為、本事業の有効利用対象となる汚泥濃度、肥料品質に大きく係わる窒素・リン・カリウムの含有量及び重金属含有量を規定頂けないでしょうか。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
151	107	別紙11	4		(6)	一般事項	既存設備で年間150万円を超過した場合の修繕は、市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	150万円を超過した場合の費用は市が負担します。なお、超過分について、維持管理・運営業務委託費を変更して事業者が実施するか、市が事業者以外のものに委託するかは、修繕内容に応じて都度決定します。
152	107	別紙11	4		(7)	一般事項	既存設備で修繕費用が大幅に超えた場合や個々に発生しうるユーティリティ費用が増加した場合についても、別途市と協議するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	56	6	6.4	6.4.3	(6)	監視制御設備	文章の中で管理棟監視制御装置は、受電設備（遮断器等）のみ操作・集中管理（計装含む）、その他設備は、集中管理（計装含む）ができるようにすること。ありますが内容としては、管理棟電気室の新汚泥棟送りの遮断器の操作ができることでしょうか。また新電気棟の受電遮断器の操作も管理棟の監視装置で操作をするとのことでしょうか。ご確認よろしく申し上げます。脱水機等の監視装置は両電気室の遮断器の操作をするようにする方がいいでしょうか。	汚泥処理棟に設置する受変電設備の操作が行えることとします。その他は監視のみとします。
154	56	6	6.4	6.4.3	(6)	電気工事	高調波、サージ及びノイズ等の外乱に対し、既存設備を含め影響がないように対策をおこなうこと。とありますが、既存設備を調査し高調波の検討をするようにおこなうとのことでしょうか。今回の設置機器を高調波対策済みで設置した場合は既設の検討は必要ないですか。ご確認をお願いします。	設置される機器が対策されていれば問題ありません。
155	2	1	1.5			図1-1 福知山終末処理場の本事業による建設後（下段）の全体フロー	・本施設供用開始後（下段）の全体フローについては参考であり、設備構成等は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	2	1	1.5			図1-1 福知山終末処理場の本事業による建設後（下段）の全体フロー	・『重力濃縮設備（今回設備更新）』 『No.1設備※1（再構築汚泥処理施設）』 『躯体、No.2設備※2（既存汚泥処理施設（使用））』とありますが、事業者提案により、重力濃縮設備の躯体を利用して他用途に使用しても構わないでしょうか。不可の場合、その理由と制約条件を具体的に提示願います。	可能です。
157	2	1	1.5			図1-1 福知山終末処理場の本事業による建設後（下段）の全体フロー	・『注』重力濃縮設備と汚泥貯留設備は、配管・配線類も更新すること』とあります。関連する埋込管・埋設管を更新すると既設躯体に影響が生じる可能性がありますので、埋込管・埋設管はそのまま利用あるいは残置することよろしいでしょうか。	ご意見拝聴しました。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
158	2	1	1.5			図1-1 福知山終末処理場の本事業による建設後（下段）の全体フロー	No.2重力濃縮設備が既存汚泥処理施設(使用)に該当しておりますが、これはNo.2重力濃縮設備の使用方法の一例であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	2	1	1.5			図1-1 福知山終末処理場の本事業による建設後（下段）の全体フロー	・No.2重力濃縮設備は事業者が提案するいかなるフローであっても、既存汚泥処理施設(使用)に該当もしくは、残置する必要がある場合、水槽内の防食の更新は行わないという理解でよろしいでしょうか。	水槽を使用しない場合は、防食の更新は不要です。
161	3	1	1.6		(2)	維持管理運営及び生成物売買の期間	・維持管理運営及び生成物売買の期間は共に建設工事完了日の翌日から令和28年3月31日まで（20年間）とあります。一方、実施方針案11ページ（6）①本事業の事業期間には、”実施設計建設工事期間（4年間を想定しているが、事業者提案により短縮は可能である）”と記載しております。また、基本協定書（案）6ページ第16条別紙2には、建設工事の完了日の翌日から令和28年3月31日までと記載されています。仮に、事業者提案で設計建設期間を短縮した場合、維持管理運営及び生成物売買の期間は短縮した期間と20年間を足した期間になりますか。それとも20年間固定でしょうか。	応募時の評価は建設工事完了の翌日から20年間とします。落札者決定後、建設工事が令和8年3月31日より早く完了した場合は、要求水準書に記載のとおり令和28年3月31日まで工期延期を行う予定とします。
162	5	1	1.9			図1-4 福知山終末処理場一般平面図及び事業場所	・図中右上の赤枠で示された事業範囲（場内調圧槽の上側）について、その上側および下側も事業エリアとして利用したいと考えています。既設の稼働している設備に影響の無い範囲であれば利用可能（道路を含む）と考えてよろしいでしょうか？不可の場合、その理由と利用可能な範囲の場所・寸法を具体的にご教示願います。また、既存構造物がある場合は、図面の提示をお願いします。	可とします。但し、当該用地は民地が近接するため、臭気対策に留意してください。
163	5	1	1.9			図1-4 福知山終末処理場一般平面図及び事業場所	・本事業の範囲内の埋設物に関する資料の提示をお願いします。提示された資料に示されていない埋設物に起因する事象が発生した場合、事業者には責任無く、対応については市および事業団と協議するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。 後段：ご理解のとおりです。
164	5	1	1.9			図1-4 福知山終末処理場一般平面図及び事業場所	・図1-4及び別紙9の今回事業範囲（赤枠範囲）は、一部既設場内道路も含まれています。赤枠内に含まれる道路は提案内容によりルート変更、迂回等が可能と判断してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	5	1	1.9			図1-4 福知山終末処理場一般平面図及び事業場所	・図1-4及び別紙9の今回事業範囲（赤枠範囲）外の場内道路を再構築汚泥処理施設への進入路として改造してもよろしいでしょうか。	事業範囲外での場内道路の築造は不可とします。
166	5	1	1.9			図1-4 福知山終末処理場一般平面図及び事業場所	・図中赤枠で示された事業範囲内（特に図面右側の公道に面している部分）に既設植栽等がある場合は、植栽および工事用フェンスを伐採・撤去し事業用地として利用しても良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
167	6	1	1.9	1.9.2		表1-1 現地条件	・表1で記載されている臭気、騒音、振動等の規制値は、下水処理場敷地境界線での規制値という理解でよろしいでしょうか。 ・敷地境界における現在の暗騒音をご教示ください。	前段：本施設に近接する下水処理場敷地境界線での規制値とします。 後段：暗騒音値は開示しておりません。
168	9	2	2.1		(26)	小修繕	・”一定の金額”と記載がありますが、この金額は107ページ記載の各年度150万円との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
169	11	2	2.2		(2)	維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	・「見学者への対応」と「本施設の見学者に対応に関する協力」について、その関係性及び具体的な業務の違いがありましたら教えていただけますでしょうか。	「見学者への対応」は、本施設の見学者への説明や本施設内の案内説明を指し、「本施設の見学者に対応に関する協力」は市が見学者に配布する説明資料の原稿案などの作成協力を指します。
170	11	2	2.2	(2)		維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	・副生成物の処分先の確保及び引渡し業務における、「副生成物の処分」については廃掃法で定める一般廃棄物か産業廃棄物どちらの取扱いになるのでしょうか。 ・産業廃棄物とすると貴市が排出事業者と考えて宜しいでしょうか。その場合、廃棄物処理の委託先との関係も含めた契約関係はどのように考えれば宜しいでしょうか。 ・事業者が行う「処分量の調整」とは具体的にどのような業務を予定しているのでしょうか。	1段目：産業廃棄物となります。 2段目：市が排出事業者となります。市が別途委託する産業廃棄物運搬業者が、副生成物を福知山終末処理場から運搬します。事業者は運搬車両への積み込みまでが業務範囲です。 3段目：副生成物の処分先の選定と処分量の提案を示します。
171	11	2	2.2		(1)	事業者の業務範囲	・再構築汚泥処理施設の設計や既存汚泥処理施設の届出内容に関し、地元消防署との協議を行ってよろしいでしょうか？	相談は可能ですが、市に事前に連絡願います。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
172	11	2	2.3		(1)	市の業務範囲	・現地調査の結果、事業用地内に大型のコンクリート成形品が残置されておりました。市の業務範囲として【事業用地の確保】があるため、それらの事業用地内の物品については、着工前までに市の所掌で移動または処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	14	2	2.5		図2-1	図2-1事業者の事業範囲(実施設計・建設工事)	・プロセスフローが示されていますが、本図は参考であり、要求水準を満足していれば事業者が自由に提案して構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	14	2	2.5		図2-1	図2-1事業者の事業範囲(実施設計・建設工事)	No.1重力濃縮槽の汚泥掻寄機が今回事業範囲となっておりますが、汚泥掻寄機撤去後のNo.1重力濃縮槽の用途は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	14	2	2.5		図2-1	図2-1事業者の事業範囲(実施設計・建設工事)	・既設重力濃縮槽×2槽と既設汚泥貯留槽×2槽を利用する場合の用途については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。既施設を使用する場合、その切り替えは、工事期間中の施設運転を考慮し、運転に影響が出ないようにすることとします。
176	14	2	2.5		図2-1	図2-1事業者の事業範囲(実施設計・建設工事)	・「既設重力濃縮槽と汚泥貯留槽の内部防食も本事業で更新すること」とありますが、各水槽の汚泥の引抜、浚渫及び清掃は福知山市又は日本下水道事業団所掌という理解でよろしいでしょうか。	既設設備での汚泥の引抜は市にて行いますが、工事に必要な浚渫及び清掃は事業者で行ってください。
177	17	2	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・この図面のCADデータを配布願います。	CADデータは受注後の提供とします。
178	17	2	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・CGボイラー棟範囲に設置されている苛性ソーダタンクの用途をご教示ください。（焼却炉が停止した際に不要となる設備であれば、工事期間中は仮設タンクを設置し、切替運転する事で問題ないでしょうか？） あるいは建て替えしなければならない場合、建て替え場所は図1-4に示される本事業の範囲内であれば事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 ・苛性ソーダの一日の消費量と補充頻度および補充方法をご教示ください。	前段：苛性ソーダは焼却設備に使用中。建設期間中における苛性ソーダタンクの移設・仮設は可とします。なお、仮設・移設時の苛性ソーダタンクの位置は苛性ソーダ運搬車による供給が可能な位置としてください。なお移設の場合は最終的に撤去してください。 後段：1日の消費量は概ね0.2m ³ /日～0.5m ³ /日。4回程度/年の補充です。約6m ³ (約9,040kg)/回を、濃度48%溶液にて搬入しています。
179	17	2	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・左下の着色部説明にある”残置”の解釈について、”そのままの状態での残しておくこと”と理解しますが、取り外して別の場所に保管することも可能でしょうか。	残置は既存設置場所から取り外すことは含みません。
180	17	2	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・紫色着色部（NO.2汚泥濃縮槽）については、構造物内の既設機械設備、既設電気設備を撤去した後の利用方法は事業者手案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	17	1	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・緑色着色部（汚泥脱水機棟）について、『建物内の機械、電気、建築設備は、既存汚泥処理施設の機能を損なわない範囲で再構築汚泥処理施設の内容に応じて撤去』とあります。 『既存汚泥処理施設の機能を損なわない範囲』とは、再構築汚泥処理施設が立ち上がるまで既存汚泥処理施設を使用するための機能を損なわない範囲であり、撤去は最小限に留めるとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	17	1	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	・図中CGボイラー上部の階段室（白色着色部）について、撤去施設（赤色着色部）に近接しており作業上支障があります。また要求水準書(案)P.58、6.4.4土木に関する要求水準(1)ソに「その他、建設において撤去・復旧が必要な施設については事業団と協議の上、事業者の責任と負担により実施すること」とあります。上記文言から、本事業対象外の白抜き部分においても、事業者提案により再構築汚泥処理施設に合わせて、事業団と協議の上、撤去・復旧・移設・建て替え等を行っても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	17	1	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	図中、撤去対象の土壤脱臭床北側または南側にあるマシンオイル貯蔵所及び倉庫(いずれも白色着色部)について、処理場北側に新たに入場門を設けるにあたり、安全な車両動線の確保に支障があります。そのため、合理的かつ安全な車両動線の確保のため、事業者提案でマシンオイルの貯蔵所及び倉庫(いずれも白色着色部)を移設してもよろしいでしょうか。	土壤脱臭床の南側の資機材倉庫と北側の少量危険物貯蔵取扱倉庫の移設は可とします。
184	17	1	2.5		図2-4	既存汚泥処理施設の事業範囲	撤去数量算出のため、撤去対象の土壤脱臭床の機器図面をご開示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
185	19	2	2.7			基準及び仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・設計着手時点とは、受注後の基本協定締結後という理解でよろしいでしょうか。 ・上記の理解で良い場合、各基準及び仕様の変更を入札時には予期できないため、設計着手時点ではなく、公告時点と文言を変更いただけないでしょうか。また設計着手時点の各基準及び仕様が公告時点と変更になっている場合は、その影響を受ける箇所において設計変更協議可能という理解でよろしいでしょうか。 	<p>上段:ご理解のとおり受注後の基本協定締結後です。</p> <p>下段:ご理解のとおりで設計変更協議可能です。</p>
186	24	2	2.7	2.7.3		機械電気設備工事関係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団発刊の以下の図書（機械設備工事一般仕様書他）は準拠しなくてはならないとの認識でしょうか。経済設計を行うにあたり、民間側の知見を活かしながら、より低LCCとなる提案を行うためには、準拠では無く、参考としていただきたく考えております。 	機械設備標準仕様書、機械設備特記仕様書は適用しません。
187	30	3	3.3		表3-1 表3-2	表3-1 事業期間の予想汚泥量(日平均) 表3-2 事業期間の予想固形物量(日平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の流入水量の測定位置は返流水合流前後のどちらかをご教示ください。 	返流水槽合流後です。
188	28	3	3.3	3.3.1		全体処理量	日平均処理量と日最大処理量が示されています。処理量が増える時期、継続日数および回数をご教示願います。	資料閲覧の月報によりご確認ください。
189	34	3	3.3	3.3.2		本施設の停止可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の点検整備等に伴う本施設の停止期間は初沈汚泥:重力濃縮槽から返流水として水処理施設へ返送、余剰汚泥:反応タンクへ返送、との記載ですが、停止期間中は消化槽は停止前提との考えでしょうか。（25日消化槽を停止すると、停止後に消化槽が能力発揮するまでに時間がかかり、汚泥処理全体に影響すると考えております。消化槽立上げ期間を考慮すると、長期停止時については、産廃処分を認めていただきたいと考えております。） 	ご意見拝聴しました。
190	35	3	3.3	3.3.3	(1)	受入施設の計画処理量	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらに明示いただいたデータは令和7年度分ではないでしょうか。（令和8年度分への修正明示が必要ではないでしょうか。） ・搬入日について平均の計算で週6日が使われているため、月～土曜日の6日間の搬入となる理解でよろしいでしょうか。 	<p>前段:入札公告時に修正し提示します。</p> <p>後段;ご理解のとおりです。</p>
191	35	3	3.3	3.3.3	(2)	受入施設の計画処理量	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車:最大10t車(槽内清掃時、最大10t車)とありますが、この槽内清掃時とはどの水槽を指しているのでしょうか。また槽内清掃の頻度をご教示ください。 また10t車が受入汚泥供給施設を使用するのは、原則槽内清掃時のみという理解でよろしいでしょうか。 	10t車の搬入は槽内清掃時のみでないため公告時は文言を修正します。
192	35	3	3.4			汚泥性状	<ul style="list-style-type: none"> ・『本施設で受け入れる福知山終末処理場の汚泥及び受入汚泥の性状については、別紙2及び閲覧資料における実績の汚泥濃度及び有機物濃度を参考に事業者が設定し、施設を計画すること。』とあります。福知山終末処理場の汚泥及び受入汚泥の性状については、事業者側でコントロールできない事項であるため、汚泥濃度、有機物濃度などの項目を設計条件として市又は事業団でご規定ください。ご規定されない場合、別紙2および閲覧資料から逸脱した汚泥性状が確認された場合に、それが起因とされる要求水準の逸脱があった場合（表4-3排水水質基準の超過や生成物として扱われないなど）は、事業者には無く、対応を市と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。 	ご意見拝聴しました。
193	36	4	4.2			運転・制御	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の機器に関して、『運転信号および計測信号等が必要な場合は、事業者が取出し、配線を行う。詳細は6.4.3に示す。』とありますが、6.4.3に詳細は示されていません。 以下の機器に関する制御回路図面をご提供願います。 ・A系/B系初沈汚泥ポンプ ・A系/B系余剰汚泥ポンプ ・処理水送水ポンプ ・初沈濃縮汚泥移送ポンプ ・初沈貯留汚泥移送ポンプ ・余剰貯留汚泥移送ポンプ ・濃縮汚泥移送ポンプ 	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
194	36	4	4.5			上水	<ul style="list-style-type: none"> ・上水の分岐点について、分岐バルブおよびメータを設置すれば、配置や用途により分岐点が複数になっても構わないと理解してよろしいでしょうか。 	基本的には分岐点は1か所としてください。配置計画等により、やむを得ない理由がある場合は、協議により決定します。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
195	37	4	4.8			処理水	<ul style="list-style-type: none"> 表4-1処理水接続条件に『給水量：1.6m³/分以下』とあります。一方でP.84別紙1 既存汚泥処理施設・機器リストの表 既設利用設備一覧にNo.1・2処理水送水ポンプの能力として『6.0m³/分』と示されています。どちらの値が正しいでしょうか。 また、以下についてご教示下さい。 既存汚泥処理施設での使用先、使用量(m³/日)、最大使用流量(m³/分) 処理水送水ポンプは既設では1台常用+1台予備として使用されているのでしょうか。 処理水送水ポンプの既設の制御方法 	参考情報を閲覧資料に追加します。
196	37	4	4.9			生活排水および雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> 『生活排水（上水の使用に伴い発生する生活排水及び本事業整備箇所の雨水排水）は、事業者の責任において建設予定地直近のマンホールに接続すること（別紙5 及び必要に応じて現地確認すること）。』とありますが、汚泥受入供給施設が別紙5の生活排水接続先と離れている場合には、汚泥受入供給施設で発生する生活排水は受入汚泥と混合して処理してもよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。
197	38	4	4.11			表4-3 排水水質	<ul style="list-style-type: none"> 表4-3記載の返流水水質基準は、汚泥消化プロセスの一般的な知見と照らし、達成が困難な水準と考えます。従いまして表4-3排水水質の項目および基準値の見直しをご検討いただけないでしょうか。 もし、何らかの基準値が残る場合には、本水質条件を詳細に検討するために前提となる原汚泥等のBOD、T-N、T-P、P04-P等の水質条件の提示をお願いします。 	SSのみを排水水質の上限値に規定します。BOD、T-N、T-Pは努力目標値とします。
198	38	4	4.11			表4-3 排水水質	<ul style="list-style-type: none"> 排水水質基準の運用についてご教示ください。 『排水水質が表4-3 に定める基準値を超過した場合には、排水を停止できる構造とすること。』とあります。 返流水の水質分析は、P.109 別紙13 水質分析・環境計測基準の1. 汚泥等測定項目に各分離液の測定頻度は1回/週と示されていますので、同様に1回/週との理解でよろしいでしょうか。 また、水質分析の月平均値が基準値を超過していたことが分かった場合に返流水の送水を停止させるとの理解でよろしいでしょうか？ 送水を復旧させる条件および手順をご教示お願いします。 返流水の送水停止時間が長いと、再構築汚泥処理施設を停止することになりますので、水処理施設での汚泥引抜循環が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 	<p>1段目：返流水の水質分析頻度は、ご理解のとおりです。</p> <p>2段目：停止条件は、ご理解のとおりです。</p> <p>3段目：復帰条件は、超過した原因にもよるが、基本的に水質の設定値以下になるよう汚泥処理施設内で対応することとします。</p> <p>4段目：原因を究明し、対応期間、方法を明示の上、汚泥循環するかしないかは、協議の上決定します。</p>
199	39	5	5.3		(2)	白煙に関する条件	<ul style="list-style-type: none"> 環境省温室効果ガス「排出抑制等指針」下水道部門対策メニューによりますと、汚泥焼却工程における設備に汚泥廃熱を白煙防止空気加熱に活用するための設備の導入又は周辺環境を考慮した白煙防止装置の廃止とあります。これは、前項が「汚泥焼却廃熱の有効利用による白煙防止の実施、後項が温室効果ガス排出量を抑制するため、白煙防止装置を廃止する」意味と考えられます。 今回の外気条件0℃、100%で白煙防止の適用を行うのは、本指針にあるような、汚泥焼却排ガス等廃熱の有効利用が可能な場合にのみ行い、脱臭後排気やボイラ燃焼排気等に対し、そのための補助燃料が必要な場合には白煙防止は行わないという解釈でよろしいでしょうか。 それともこれらの場合にも白煙防止条件の適用は必要でしょうか。 また、地表近傍から排出するボイラーや蒸気配管からのブロー蒸気は白煙にあたらないとの理解でよろしいでしょうか。 	近隣住民に配慮した白煙防止対策をお願いします。
200	40	6	6.2	6.2.1		実施設計	<ul style="list-style-type: none"> 「実施設計、建設工事内容に関する事業団の確認を受けた後、～設計に取り掛かること」とありますが、提案する工程検討に反映させたいため、事業団に確認いただくために必要な書類や確認に必要な期間についてご教示ください。 	必要な書類は要求水準書を満足しているか確認できる書類であり、必要な期間は受注後の協議によります。
201	41	6	6.2	6.2.5		機器設計製作図書及び施工図等の提出	<ul style="list-style-type: none"> 各種計算書の「承諾」（不承諾）の基準は何か定められているのでしょうか。 	創意工夫を尊重しますが、要求水準書の仕様を満足することを基準とします。
202	44	6	6.3	6.3.6	(7)	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> 事業者には過失がない「施工上やむを得ず影響を与えたもの」については、施工上不可避のものであることから、かかるものの原状回復（復旧）費用については、工事請負契約書第29条第2項同様、事業者負担ではなく、事業団負担としていただけないでしょうか。 	工事請負契約書第30条によります。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
203	45	6	6.3	6.3.6	(10)	監理技術者の配置	・本項記載の「本建設期間中を通じ建設業法における機械器具設置工事業に係る監理技術者を本建設工事に専任で配置すること」は、様式1-1実施方針と整合していないと考えます。実施方針の記載が正しい（監理技術者資格は、機械器具設置業又は水道施設工事業のどちらでも可等）と考えますがよろしいでしょうか。	実施方針を正とします。
204	48	6	6.3	6.3.15	(4)	特許権等	・事業者が業務の遂行により得た発明や考案の帰属については、当該発明や考案自体に貴市が寄与したものではないため、（貴市との協議で決定するのではなく）事業者に帰属するとしていただけないでしょうか。また、出願についても事業者の裁量事項とし、貴市へは報告事項としていただけないでしょうか。	ご意見拝聴しました。
205	49	6	6.4			要求水準（実施設計・建設工事）	・『原則として、本事業に係る実施設計・建設工事は本要求水準書に示す要求水準に従うが、本要求水準に求める性能を満たし、かつ過去に運用実績がある技術等に関しては、実運転に支障のないことを示した上で、それを事業団が認めた場合に変更を可とする。』とあります。基本的には、国内の下水処理場、し尿処理場およびバイオマス処理施設等で実績のある技術/機器であれば採用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	51	6	6.4	6.4.2	(1)	汚泥受入供給施設	「搬入車両を同時に2台(10t車)受入れ可能な施設とする。」とありますが、原則として、汚泥受入供給施設内において、2台同時に汚泥の排出が可能な施設という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	51	6	6.4	6.4.2	(1)	汚泥受入供給施設	・浄化槽用の水張用水について記載はありませんが、既設水槽が利用可能であるため、本事業範囲外であるという理解でよろしいでしょうか。	事業対象範囲です。
208	51	6	6.4	6.4.2	(3)	汚泥濃縮設備	・『重力濃縮を行う場合は、既設重力濃縮槽躯体は利用可能であるが、内部装置は更新すること。汚泥貯留槽も同様である。』とありますが、重力濃縮を行わない場合でも既設重力濃縮槽躯体は利用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	53	6	6.4	6.4.2	(8)	脱臭設備	要求水準書(案)に脱臭設備の設計で使用する原臭条件の記載がないため、汚泥濃縮設備、汚泥消化設備、汚泥脱水設備、汚泥有効利用設備の原臭条件については事業団発刊の平成10年設計指針に記載されている数値を用いて、脱臭設備の検討を行うという理解でよろしいでしょうか。また上記指針に記載のない汚泥受入供給施設の原臭条件については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業者が提出予定の技術提案書に記載された内容を遵守できるよう設計してください。
210	54	6	6.4	6.4.3		電気設備に関する要求水準	・『電気設備に関する要求水準は、福知山市管理側と、事業者側（事業者による管理運営範囲の設備）に分けて記載し、共通する事項については、本項に示した。』とありますが、福知山市管理側と事業者側に分けた記載がありません。ご提示お願い致します。	記載を追加します。
211	54	6	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備	・受電容量に関する記載がありませんが、特に制約や条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	高圧受電(2000kW)の範囲とします。負荷リストを提出して頂き、協議とします。
212	54	6	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備	・ウ配電電圧について、 機械設備動力は、200Vまたは400V 建築機械動力は、200V 電灯・コンセント設備は、200-100V として提案する事は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
213	58	6	6.4	6.4.4	(3)	既存施設の活用	・『ア重力濃縮を行う場合は、既設重力濃縮槽躯体は利用可能であるが、内部防食は更新すること。付帯設備は劣化状況を確認の上、必要に応じて修繕・改築を行うこと。汚泥貯留槽も同様である。』とありますが、重力濃縮を行わない場合でも既設重力濃縮槽躯体は利用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	64	6	6.5	6.5.1		工場試験	・監督員が工場検査を行う機器に汎用機器は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、プラント電気は電気設備工事必携P1-41参照願います。
215	64	6	6.5	6.5.5		総合試運転	・消化槽立上に使用する種汚泥の提供の有無をご教示ください。種汚泥の提供有の場合、1日に提供いただける種汚泥の量と性状(汚泥濃度・有機分率)および提供いただける処理場の所在地をご教示ください。	種汚泥の提供は現在予定していません。
216	64	6	6.5	6.5.5	図6-1	総合試運転期間	・図6-1では、汚泥消化タンク立上げ期間が単体調整等の前に開始するように示されています。汚泥消化タンク立上げに新設機器・設備を使用する場合には、該当機器の相当負荷運転完了後に汚泥消化タンクの立上げを開始するとの理解でよろしいでしょうか。	工期内に工事が収まるように試運転等調整願います。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
217	64	6	6.5	6.5.5	(1)	総合試運転	・図6-1に示す遵守すべき期間として、実負荷運転については12日間以上と記載がありますが、その他、総合試運転期間における「ならし運転」「相当負荷運転」について具体的な期間が明記されていません。(1)に記載されている遵守すべき期間とは「実負荷運転を12日間以上とすること」とのご趣旨と理解して宜しいでしょうか。	ご意見拝聴しました。
218	64	6	6.5	6.5.5	(6)	総合試運転	・試運転中に製造される生成物の価格については、事業者と貴市で協議して決定するという事で宜しいでしょうか。	生成物としての品質を満足する場合は、供用開始後の生成物の価格と同様です。
219	66	7	7.1	7.1.3	(3)	常時の体制	・「以下のア～サの有資格者は必ず選任しなければならない。なお、事業者提案の運転管理方法により不要となる資格がある場合は、有資格者の配置をしないこともできる」とありますが、事業者が提案する施設、設備において、法律上有資格者が必要でない場合は、ア～サの資格についても、シ以降の資格と同様に、選任及び配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の維持管理・運営に必要な有資格者を配置してください。
220	68	7	7.2	7.2.2		測定に関する業務	・測定する汚泥量処理量は各処理工程における汚泥の流入量と排出量を測定、排水に関しては返流水槽から分配槽へ送水する排水量を測定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、返流水槽を通さない返流水が出る場合は個別に測定が必要です。
221	70	7	7.2	7.2.4		既存汚泥処理施設	・小修繕業務における、「小修繕」「修繕」の区別について実施方針の定義では、「要求水準に定める一定の金額以下」か否かとなっておりますが、その金額基準を具体的に教えていただけないでしょうか。(維持管理運営業務委託契約書第30条にも関連)。要求水準書別紙11「4(6)」では各年度における上限額150万円との記載がありますが150万円を超過すれば小修繕ではなくなるということになるのでしょうか。	前段:小修繕に該当する金額基準は150万円です。 後段:150万円を超過した場合の費用は市が負担します。なお、超過分について、維持管理・運営業務委託費を変更して事業者が実施するか、市が事業者以外のものに委託するかは、修繕内容に応じて都度決定します。
222	72	7	7.2	7.2.8		防災及び保安業務	・市が行う防災訓練に参加・協力することとありますが、訓練の頻度・内容及び協力内容についてご教示願います。	年1回程度、地域全体の防災訓練を行うため、これに参加していただきます。半日程度の訓練です。
223	72	7	7.2	7.2.9	(1)	見学者対応	・見学者の想定人数と年間回数をご教示ください(例:5名程度/回、学生の社会科見学の対応で20~30名程度/回等)。	見学者の予定人数は500人/年、100人/日、50人/班・日です。
224	72	7	7.2	7.2.9	(3)	住民対応	・住民からの苦情等の対応として、施設措置そのものに関しても一次対応として事業者が行うことになるのでしょうか。基本協定書別紙6のリスク分担表では、貴市がリスクを負担すると明記されているため、その整合性も含めて確認させていただきます。また、「一次対応」とは具体的に何をすれば良いか指針等あれば教えていただけないでしょうか。	住民の苦情要望等を記録して市へ報告し、原因究明も行うものとします。
225	74	7	7.3	7.3.3		長期修繕等計画書	・図7-2に示された”処分制限期間”について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の規定に基づく処分制限期間、第14条第2項に規定する本件の関係省庁の長が定める期間について、具体的な期間をご教示いただけますでしょうか	下水道事業の手引きをご参照ください。
226	79	7	7.4	7.4.3	(3)	表7-1 要監視基準及び停止基準	・ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の定期パッチ計測の測定項目の内、特定施設の差異等により排出基準が無い項目は、その測定を省略可能と考えてよろしいでしょうか。	法令に違反しない限り可能です。
227	79	7	7.4	7.4.3	(4)	その他の基準	・『事業者は、技術提案書に示す基準未達となった場合』とありますが、排水基準と排ガスに関する基準他に技術提案書に示す基準とはどんなものがありますでしょうか。例をご教示願います。	技術提案書については、入札公告時に公表します。
228	82	7	7.5	7.5.4	(1)	副生成物の処分	・「副生成物の処分」については廃掃法で定める一般廃棄物か産業廃棄物どちらの取扱いになるのでしょうか。 ・産業廃棄物とすると貴市が排出事業者と考えて宜しいでしょうか。その場合、廃棄物処理の委託先との関係も含めた契約関係はどのように考えれば宜しいでしょうか。	1段目:産業廃棄物となります。 2段目:市が排出事業者となります。市が別途委託する産業廃棄物運搬業者が、副生成物を福知山終末処理場から運搬します。事業者は運搬車両への積み込みまでが業務範囲です。
229	84	別紙1				既存汚泥処理施設・機器リスト	・『既設利用設備を収納しているコントロールセンタ、補助継電器盤及び現場操作盤は、電気設備の更新計画に合わせて更新するものとする。』とありますが、今回の事業範囲にそれらの更新が含まれるということでしょうか。また該当設備は処理水送水ポンプ用のコントロールセンタのことでしょうか。それともし渣除去設備動力制御盤の一次側電源を供給しているコントロールセンタのことでしょうか。またはその両方でしょうか。ご教示願います。	別紙1に記載されている負荷を収納しているCC、Ry盤とします。
230	91	別紙4				処理水取水位置	・別紙4では、処理水送水ポンプと処理水管(150A SUS304)ルートが赤色で示されています。処理水の取水位置は本図に示されている処理水管ルートのどこからでも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	利用は可能です。必要であれば新設してください。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
231	91	別紙4				処理水取水位置	・別紙4では、処理水送水ポンプと処理水管（150A SUS304）ルートが赤色で示されています。この処理水管の詳細な配管図をご掲示いただけませんか。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
232	91	別紙4				処理水取水位置	・上水管の責任分界点は図示の位置とありますが、図示されておりません。追記をお願いいたします。	上水の責任分界点は既設管廊内等の既設上水管からとし、開示資料をご参照願います。
233	92	別紙5				生活排水接続先、雨水排水接続先位置図	・生活排水及び雨水排水接続位置について、図示されている位置から離れた位置に本施設を設置する場合、排水先については最寄りのマンホールに接続できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	93	別紙5				図 返流水接続先	・返流水の接続先が分配槽2か所となっています。各分配槽の流入は角落し等により止水が可能との理解でよろしいでしょうか。 また、行先を切り替えられるよう各分配槽用に仕切弁を設ければよろしいでしょうか。（均等分配は困難と考えます。）	ご理解のとおりです。
235	94	別紙5				図 汚泥処理施設周辺生活排水平面図 図 汚泥処理施設周辺雨水排水平面図	・建物周りの生活排水マンホールおよび雨水排水マンホールの図面を掲示いただいておりますが、今回の事業用地周辺の道路に設置されているマンホールや下水道管の深さが分かる図面をご掲示いただけませんか。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
236	96	別紙6				最初沈殿池汚泥・余剰汚泥供給位置	・図中に赤文字で『最初沈殿池汚泥供給位置』と『余剰汚泥供給位置』が示されていますが、右上の注記欄の記述と逆になっています。注記欄の記述が正しいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	97	別紙7				現地測量図	・現地測量図の縮尺をご教示ください。またCADデータをご提供ください。	縮尺は1/250です。 CADデータは受注後の提供とします。
238	98	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	・合理的な車両動線を確保できる場合、処理南東部の出入口も受入汚泥の搬送ルートとして使用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
239	98	別紙9				施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両動線	・本図の旧汚泥処理施設：撤去の範囲とP. 17図2-4既存汚泥処理施設の事業範囲に記載されている撤去施設の範囲が異なっております。本事業における撤去施設の範囲は図2-4が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	107	別紙11	4		(6)	一般事項	・各年度における上限額は、150万円とするとありますが、以下の点についてご教示願います。 1. 150万円は税別との認識でよろしいでしょうか。 2. 1件あたりの上限額はないとの認識でよろしいでしょうか。 3. 150万円を超過した場合の修繕は、市が実施するとのことですが、市が実施する修繕について、明確な理由なく行わない、または迅速に行わない場合に発生する追加費用（ユーティリティ費用の増加等）については、別途市に請求できるとの認識でよろしいでしょうか。	1.税込みです。 2.ご認識のとおりです。 3.ご理解のとおりです。なお、超過分について、維持管理・運營業務委託費を変更して事業者が実施するか、市が事業者以外のものに委託するかは、修繕内容に応じて都度決定します。
241						資料開示依頼	以下の資料をご開示ください。 ・既設管廊(汚泥ポンプ室周り～分配槽間)の機器配置配管平面図 ・既設濃縮槽、既設汚泥貯留槽周りの埋設配管図 ・既設マイクロストレーナの機器配置配管平面図 ・既設初沈汚泥ポンプの機器配置配管平面図 ・階段室の躯体図面 ・既設汚泥焼却設備で使用している燃料貯留設備の躯体図面 ・撤去対象の土壌脱臭床の機器図及び躯体図 ・既設初沈汚泥管と既設余剰汚泥管の配管図 ・既設貯水槽の躯体図 ・事業用地及び敷地境界の標高がわかる資料	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
242	18	第2章	2.6	-	-	関係法令等の遵守について	本処理場内でコンポスト原料等を生成し、処理場外でコンポスト等を生成する場合、下水道法以外の関係法令を含めた法令遵守、及び必要な許認可等の取得実施は、事業者範囲でしょうか？	生成物の売買後の事業者による有効利用に必要な法令順守及び許認可等は、事業者の責で実施してください。

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
243	25	第2章	2.8	-	-	再構築汚泥処理施設の技術について	処理場内でコンポスト化施設(汚泥を微生物によって分解又は発酵させる施設(コンポスト原料化を除く))は認めないとありますが、処理場外でコンポスト化施設を建設する場合は、施設建設に必要な住民同意、許認可取得等は事業者が維持管理開始までに完了し、維持管理開始から適切に有効利用するという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
244	65	第7章	7.1	7.1.2	(11)	生成物の有効利用について	処理場内で生成した生成物が有効利用先で適切に利用される事を含めて、維持管理運営の範囲という理解で良いでしょうか？ また、事業者が貴市から買い取った生成物を有効利用先に売却する際に逆有償となった場合は、生成物の運搬には、産業廃棄物の収集運搬許可、生成物の利用には、産業廃棄物の処理許可が必要という理解で良いでしょうか？	前段:お見込みのとおりです。 後段:生成物売買後の生成物の運搬については、所有者である事業者の責任で運用願います。
245	66	第7章	7.1	7.1.3	(3)	常時の体制について	処理場外でコンポスト化を実施する場合、「有機性廃棄物資源化施設技術管理士」等の法令で必要な有資格者を配置するという理解で良いでしょうか？	生成物の売買後の事業者による有効利用に必要な法令順守及び許認可等は、事業者の責で実施してください。
246	82	第7章	7.5	7.5.3	-	品質管理について	肥料取締法にて定められた肥料登録は、維持管理開始までに完了させるという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。事業者が買い取りした生成物を適切に有効利用できるように運用してください。
247	2	第1章	1.5	-	-	図1-1	注釈に「重力濃縮設備と汚泥貯留設備は、配管・配線類も更新すること」と記載ありますが、事業者提案により当該施設を使用しない場合は更新不要と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
248	2	第1章	1.5	-	-	図1-1	図示されている汚泥の貯留・濃縮方法は参考であり、詳細は事業者提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
249	3	第1章	1.5	-	-	図1-2	地下管廊(土木構造物)の全てが維持管理運営(O)の対象と図示されていますが、事業者提案により、使用する部分のみが維持管理運営(O)の対象と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
250	9	第2章	2.1	-	(30)	用語の定義	不可抗力について、「市と事業団及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為(許認可を含む。)その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲外のものをいう。…」とされていますが、「通常予見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
251	11	第2章	2.2	-	(2)	維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	「事業用地内の清掃・整理整頓・除草」と記載あります。図1-4で図示された本事業の範囲で、事業者提案により、使用する範囲が対象と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
252	11	第2章	2.2	-	(2)	維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	「見学者への対応」と「本施設の見学者の対応に関する協力」と記載あります。見学者への対応は主に貴市所管で、事業者は貴市への協力が業務範囲と考えてよろしいでしょうか？	「見学者への対応」は、本施設の見学者への説明や本施設内の案内説明を指し、「本施設の見学者に対応に関する協力」は市が見学者に配布する説明資料の原稿案などの作成協力を指します。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
253	11	第2章	2.2	-	(2)	維持管理・運営及び生成物売買に関する業務	「再構築汚泥処理施設の設備の更新、長寿命化対策、修繕」と記載あります。更新・長寿命化対策については交付金の適用を前提に考えてよろしいでしょうか。また、その場合、交付金の申請・確保は2.3 市の業務範囲「本施設の補助事業等交付申請手続き」に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	前段:お見込みのとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
254	14	第2章	2.5	-	(2)	図2-1	赤色と黒色で図示されていますが、不鮮明な箇所がある為、鮮明な図面を公表願います。	鮮明な図面を公表します。
255	14	第2章	2.5	-	(2)	図2-1	図中の※に「既設の重力濃縮槽と汚泥貯留槽の内部防食も本事業で更新すること」と記載あります。事業者提案により、汚泥貯留等の目的で使用しない槽については防食は不要と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
256	16	第2章	2.5	-	-	トラックスケールの運用	「事業者が車両の空重量をトラックスケール側で事前登録する。」と記載あります。登録する車両は、福知山市殿より発注した運搬業務受託者が使用する車両という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
257	16	第2章	2.5	-	-	トラックスケールの運用	汚泥量は、事前登録された車両の空重量と汚泥積載状態の車両重量の差によって計測されるもの理解しますが、よろしいでしょうか？その場合、運搬車両における燃料残量等の汚泥量計測結果への反映等は、福知山市殿より発注した運搬業務受託者が実施するものと考えますが、よろしいでしょうか？	前段:ご理解のとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
261	17	第2章	2.5	-	-	図2-4	本事業対象施設：撤去施設が赤色で図示されています。撤去対象施設の平面図及び断面図を公表願います。また、撤去対象施設に隣接する既存構造物、設備の平面図及び断面図を公表願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
262	18	第2章	2.6	-	(11)	土壌汚染対策法	要求水準書(案)で公表された資料、図面等には今回事業用地における土壌汚染等の記載が無い為、土壌汚染は無いものと理解しますが、よろしいでしょうか？また、P106の「別紙10 特定有害物質及びアスベスト事前調査(CGボイラ棟)」は土壌汚染対策法に準じた調査結果という理解でよろしいでしょうか？	前段:設計条件として土壌汚染は無いものとします。 後段:別紙10の周辺土壌のダイオキシン調査は、土壌汚染対策法に準じて実施していませんが、地表から50cmよりも浅い箇所の試料を採取して測定した結果です。
263	19	第2章	2.7	-	-	基準及び仕様等	「本事業の実施に当たっては、次の基準及び仕様等に準拠すること。」と記載あります。一方でP4に「1.8事業の責任 本事業者が建設する再構築汚泥処理施設の処理能力及び機能は、事業者の責任により確保すること。」と記載あります。事業者の責において、能力及び機能を確保する場合は、P24に記載の貴事業団発刊の図書は参考と考えますが、よろしいでしょうか？	機械設備標準仕様書、機械設備特記仕様書は適用しません。
264	19	第2章	2.7	-	-	基準及び仕様等	「基準及び仕様等は再構築汚泥処理施設の設計着手時点の最新のものを使用すること。」と記載あります。設計着手時点とは入札公告時点と考えてよろしいでしょうか？	設計着手時点とは受注後の基本協定締結後です。
265	21	第2章	2.7	2.7.2	-	土木建築工事関係(全て最新版とする)	「建築坪標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)」は建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)という認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
266	23	第2章	2.7	2.7.2	-	事業団内部資料	貴事業団内部資料について、実施方針(案)P40に記載の(3)施設確認、資料閲覧、資料の採取の対象と考えますが、よろしいでしょうか？	実施方針(案)P40に記載の(3)施設確認、資料閲覧、資料の採取の対象外です。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
267	27	第2章	2.10	2.10.2	(2)		「維持管理・運営、コンポスト売買に係るモニタリングの実施」と記載あります。事業者が提案する有効利用方法がコンポスト化でない場合は、コンポスト売買を生成物売買と読み替えても問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
268	34	第3章	3.3	3.3.2	-	本施設の停止可能期間	「(2)市へ事前連絡した場合の停止可能日時：概ね25日程度は停止可能とする。」と記載あります。P9記載の用語の定義では「本施設」とは、既存汚泥処理施設(使用)と再構築汚泥処理施設の両方を指すと明記されています。再構築汚泥処理施設に含まれる受入汚泥供給施設も市へ事前連絡した場合、上述の通り、停止可能と考えますが、よろしいでしょうか？また、その場合、場外汚泥等の受入れも併せて停止可能と考えますが、よろしいでしょうか？	受入汚泥供給施設に関して、市へ事前連絡した場合の停止(25日間の停止)は不可とします。緊急停止(7日の停止)は可とします。これらの内容を要求水準書に追記します。
270	35	第3章	3.3	3.3.3	(1)	受入施設の計画処理量	搬入日平均の処理量43.46kL/日の計算根拠として、週6日(7/6)搬入で計算されています。一方で、搬入日は平日を原則とすると記載あります。処理量43.46kL/日が正と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。土曜日の搬入も可です。
271	35	第3章	3.4	-	-	汚泥性状	水銀等の重金属類に係る設計汚泥性状は別途御提示頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
272	37	第4章	4.5	-	-	上水	「分岐点は、事業者提案の配置計画や施設計画より市と協議の上決定する。」と記載あります。一方、P61の4)給水設備工事 ①設計基準において「ア 上水は、管廊内上水管より供給する。」と記載あります。分岐点及び配管ルートを検討する為に、既設配管の仕様、配管ルート等について、御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
273	37	第4章	4.7	-	-	電話	「内線及び外線を各1回線以上、事業者により設置する。既設の内線及び外線を流用してもよいが、電話機の故障等で使用不可の場合は、上記の通り事業者が設置を行う。」と記載あります。内線及び外線の電話機設置を検討する為に、既設電話設備の仕様、配線ルート等について、御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
274	37	第4章	4.7	-	-	火災	「管理棟監視室及び脱水機棟監視室に火災受信機が設置されている。必要に応じて機能増設及び配線等の工事を行う。」と記載あります。機能増設及び配線等の工事の要否を検討する為、既設火災受信機の仕様、配線ルートについて御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
275	38	第4章	4.10	-	-	補助燃料	「必要な場合は、事業者の責任において契約・購入し、貯蔵設備等を整備する。」と記載あります。事業者提案で、補助燃料としてA重油を使用する場合、事業者の責で、既設燃料タンクを使用する事は可能と考えますが、よろしいでしょうか？また、その場合、P12の「2.3市の業務範囲 (2)維持管理運営及び生成物売買に関する業務」に記載の通り、A重油地下タンク貯蔵所定期点検業務は福知山市殿が実施するものと理解しますが、よろしいでしょうか？	既設燃料タンクを使用する事は不可とします。
276	38	第4章	4.11	-	-	処理工程における排水	「排水量については随時、下水処理場中央監視設備へ電気信号が伝わるようにすること。」と記載あります。既設中央監視室で、排水量を随時確認できるように計画する事と理解しますが、よろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおりです。
277	40	第6章	6.1	-	(3)	事前調査	「事業者は、現地を調査し、現地状況を十分に把握して実施設計・建設工事を行うこと。」と記載あります。液状化や基礎構造等に関する検討を実施する為に、P99～104の別紙8の他に、地質調査報告書を公表願います。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
278	40	第6章	6.2	6.2.1	-	実施設計	「実施設計を完了したときは、設計図書を事業団に提出し、業団の完成検査を受けること。」と記載あります。「業団」は「事業団」の誤りではないでしょうか？	ご理解のとおりです。
279	44	第6章	6.3	6.3.5	(3)	環境対策	「建設工事期間中発生する排水は適切に処理した後、再利用又は公共用水域へ放流すること。」と記載あります。公共用水域へ放流する場合、放流口について御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
280	44	第6章	6.3	6.3.5	(5)	環境対策	「既存施設の撤去に伴い発生する特定有害物質及びアスベスト・ダイオキシン類を含む廃棄物は、事業者において施工前に調査の上、適正に処理するものとする。」と記載あります。既存施設とはP9記載の用語の定義の「旧汚泥焼却施設」という理解でよろしいでしょうか？また「旧汚泥焼却施設」は有害物質使用特定施設に該当しないものと理解しますが、よろしいでしょうか？	前段:ご理解のとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
281	44	第6章	6.3	6.3.6	(7)	施工管理	尚書きにおいて、「施工上やむを得ず影響を与えたものについては、事業者の負担で原形復旧すること。」と記載あります。事業者の責ではない場合は、市の負担で実施されるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
282	46、47	第6章	6.36.3	3.126.3.1	-	基礎 災害対策	P46 6.3.12基礎において「再構築汚泥処理施設の基礎は、良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。」記載あります。本内容はP.47 6.3.13 災害対策に記載された以下の基準等に準拠することと同義であると理解しますが、よろしいでしょうか？ ・下水道施設の耐震対策指針と解説/日本下水道協会 ・下水道施設計画・設計指針と解説/日本下水道協会 ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説/(社)公共建築協会	ご理解のとおりです。
283	47	第6章	6.3	6.3.13	-	災害対策	「福知山終末処理場周辺の堤防は65年に1回の確率降雨に対して整備が進められていることから、外水に対する対策は不要とする。また、内水に対しても想定浸水レベルが計画地盤高(TP+16.50m)より低いため、対策は不要とする。」と記載あります。一方、要求水準書(案)の上述では、「想定し得る最大規模の降雨(概ね1,000年に1回程度の発生)に伴う洪水の浸水想定図を作成(平成30年3月公表)しており、これらを参照の上、ハードとソフト対策の両面から浸水に対する安全性の確保を行うこと。」と記載あります。今回事業では、1,000年に1回程度の発生確率の最大規模の降雨に対して、事業者提案により対策を講ずるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおり、外水と内水に対する対策は不要です。
284	47	第6章	6.3	6.3.14	-	使用材料及び機器	使用材料及び機器の選定に当たり、「使用条件に応じた耐熱性、耐食性、耐候性(耐塩性)及び耐摩耗性の優れたものを選定すること。」と記載あります。その程度は、6.3.15(2)に記載のとおり、標準耐用年数が運転可能なものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
285	49	第6章	6.4	6.4.1	(1)	施設規模・編成	「脱水ケーキ全量を汚泥有効利用施設に投入」とありますが、汚泥有効利用施設の定修時は、事業者の責で、脱水ケーキを場外処分することは可能と考えていよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	54	第6章	6.4	6.4.3		電気設備に関する要求水準	「電気設備関連は、電気設備の技術基準、内線規程、電気用品取扱規則、JIS、JEC、JEMその他の関係法規及び電力会社の電気供給約款に従うとともに、運転管理上適正な機能を発揮できるよう配慮する。」と記載あります。電気設備の技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令を指すと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
287	54	第6章	6.4	6.4.3	(1)	高圧受変電設備 ウ 配電電圧	「動力・建築動力設備は3φ3W 200V、電灯コンセント設備は200-100Vを基本とし計画すること。」と記載あります。プラント動力は、事業者提案により3φ400Vを採用可能と考えますが、よろしいでしょうか？	可とする。
288	57	第6章	6.4	6.4.3	(6)	電気工事 エ	「高調波、サージ及びノイズ等の外乱に対しては、既存設備を含め影響がないように対策を行うこと。」と記載あります。詳細検討の為に、既存設備の高調波流出電流計算書を御教示願います。	左記外乱に対しては今回設置される機器側で対策を実施すること。また高調波流出計算は詳細設計にて行うこと。
289	57	第6章	6.4	6.4.4	(1)	施設設計 イ	「地質条件に関する資料は、別紙8 に示すとおりである。これを参考に、事業者は自らの責任及び費用において、必要に応じて本建設工事に必要な測量・地質調査を行う。」と記載あります。事業者が実施する調査において、建設工事の支障となる地中障害物、地中残置物等が発見された場合、その処理費用は設計変更の対象と理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
290	60	第6章	6.4	6.4.5	(3)	既設構造物の撤去 について イ	「市が過年度に実施したダイオキシン等の調査結果とPCB撤去に関する資料を別紙10に示す。」と記載あります。別紙10にPCB撤去等に関する記載が無い為、撤去対象の既設構造物においてPCBは残置されていないという理解でよろしいでしょうか？また事業者の事前調査結果により、PCB等の有害物質の処理が必要になった場合、その処理に掛かる費用は設計変更の対象と理解します、よろしいでしょうか？	前段:ご理解のとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
291	60	第6章	6.4	6.4.5	(4)	必要諸室 ア	「事業者が建設する建物は提案により維持管理等に必要な諸室を設けること。」と記載あります。維持管理作業員の詰所、休憩場所等の設置の有無は、事業者の既設脱水機棟躯体の利用提案内容によると理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
292	62	第6章	6.4	6.4.5	(5)	建築機械設備 7)衛生器具設備工事 ①設計基準 ア	「対象施設の各便所に必要な器具を設置すること。ただし、汚泥受入施設の男女兼用便所については、大便器1組以上、小便器1組以上とする。」と記載あります。汚泥受入施設以外の施設における便所及び便所設置に必要な器具設置は事業者提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
293	62	第6章	6.4	6.4.5	(5)	建築機械設備 7)衛生器具設備工事 ①設計基準 イ	「対象施設の必要な箇所に給水栓、手洗器を設置すること。」と記載あります。対象施設における給水栓、手洗器の設置は事業者提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
294	62	第6章	6.4	6.4.5	(6)	建築電気設備 イ	「管理棟監視室に火災受信機が設置されており、汚泥処理施設分が3窓使用されている(空き1窓)。また、脱水機棟監視室に火災受信機が設置されている(空き1窓)。必要に応じて火災受信機への信号取り込みを行うこと。」と記載あります。今回整備する「再構築汚泥処理施設」から上述の火災受信機へ火災一括信号を移報するという理解と考えますが、よろしいでしょうか？また、火災受信機の配線ルート等の詳細検討の為に、既設火災受信機の仕様、配線ルート等について、御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
295	62	第6章	6.4	6.4.5	(6)	建築電気設備 エ	「外線電話は、事業者による契約を行う。内線電話は、汚泥処理設備の監視室との回線を確保する。既存汚泥処理棟監視室にある内線電話(1台)を使用しても良い。」と記載あります。外線電話及び内線電話の配線ルート等の詳細検討の為に、既設電話設備の仕様、配線ルート等について、御教示願います。	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
296	64	第6章	6.5	6.5.5	-	総合試運転	総合試運転については、事業者提案により汚泥濃縮施設・汚泥消化施設・汚泥脱水施設・汚泥有効利用施設等の設備毎に実施することが可能と考えますが、よろしいでしょうか？	一連での試運転は必要です。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
297	65	第7章	7.1	7.1.2	-	本施設の維持管理・運営の対象	尚書きにおいて、「その付帯設備も本要求水準の範囲とする。」と記載あります。付帯設備とは、具体的にどのような設備であるか御教示願います。	付帯設備は本施設に関する補機類等を示しています。記載した趣旨としては、本施設の全てが維持管理・運営の対象となるということを示すためのものです。
298	66	第7章	7.1	7.1.3	(2)	廃棄物処理施設技術管理者の配置	「事業者は、維持管理・運営を実施するにあたり、廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格を有しなければならない。」と記載あります。当該有資格者は、業務統括責任者や副業務統括責任者等と兼務可能と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
299	66	第7章	7.1	7.1.3	(2)	廃棄物処理施設技術管理者の配置	「事業者は、維持管理・運営を実施するにあたり、廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格を有しなければならない。」と記載あります。当該有資格者は、現場常駐の不要、及び他現場との兼務が可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
300	67	第7章	7.1	7.1.5	(1)	ユーティリティ条件	「処理水の供給及び排水の処理は、無償とする。」と記載あります。現状、既設污泥焼却炉で使用している井水についても、無償提供と考えますが、よろしいでしょうか？	井水の使用は不可とします。
301	67	第7章	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	本施設の維持管理・運営にあたって事業者が市から調達するものに「電力、上水」が挙げられていますが、従量料金の対象として「電力」の他に「補助燃料」の記載があります。「補助燃料」は「上水」の誤りではないでしょうか？	「電力、補助燃料について、使用量に比例する従量料金は」との記載は「電力について、使用量に比例する従量料金は」と読み替えてください。なお、上水に関する記述は、7.1.5(2)の最下行から3行の文章に記載しています。
302	67	第7章	7.1	7.1.5	-	ユーティリティ条件	今回事業で設置する污泥消化施設から発生する消化ガスについて、污泥有効利用施設において、補助燃料として使用する場合、福知山市殿から無償で提供されるものと理解しますが、よろしいでしょうか？また、消化ガスを補助燃料以外の方法(FIT発電等)で利用する場合も同様となりますでしょうか？	前段:お見込みのとおりです。 後段:事業者がFIT発電等で発電した電力を売却して収入を得る場合、別途事業として消化ガスは有償で市から事業者へ売却します。但し、処理施設の目的外使用の許可が必要なほか、本施設で生成された消化ガスは本施設の燃料として最優先で使用する必要があります。
303	68	第7章	7.2	7.2.2	(1)～(10)	測定に関する業務	(1)から(10)に記載の測定内容について、測定頻度や測定箇所等は事業者の提案によると理解しますが、よろしいでしょうか？	別紙13に規定している項目は別紙13に準拠してください。 電力量、污泥量などの維持管理・運営委託費の支払いに関する項目は毎日記録してください。 上記以外の項目は事業者提案とします。
304	69	第7章	7.2	7.2.4	(4)	臨時点検業務 ①機械・電気設備	不可抗力その他の事業者の責めに帰することのできない事由によって、機械・電気設備に異常が認められた場合、その補修等については、事業者が行う維持管理・運営業務の対象外であり、市の責任と費用負担で補修等を実施頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	基本協定書の【別紙6】リスク分担表に記載のとおりです。
305	70	第7章	7.2	7.2.4	(4)	臨時点検業務 ②土木・建築施設	尚書きについて、不可抗力その他の事業者の責めに帰することのできない事由によって、保有すべき性能が低下した場合、その補修等については、事業者が行う維持管理・運営業務の対象外であり、市の責任と費用負担で補修等を実施頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	基本協定書の【別紙6】リスク分担表に記載のとおりです。
306	70	第7章	7.2	7.2.4	(5)	法定点検業務	「設備について関係法令等に定める点検及び検査を行う。」と記載があります。実施方針の【市の業務範囲】に本施設を含む下水処理施設の空調設備保守点検が含まれているため、フロン排出抑制法による点検は福知山市殿が実施するものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
307	71	7	7.2	7.2.6	-	安全衛生管理	「物件破壊及び不法投棄等に対し、予防、早期発見及び排除に努めること。」と記載があります。「物件破壊及び不法投棄等」が発生した場合の復旧費用、および処分費用は、福知山市殿で対応していただけるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	事業者の責に依らない場合は、ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
308	72	第7章	7.2	7.2.8	-	防災及び保安業務	「事業者は、大雨、台風、地震、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電及び機器異常)等の緊急事態に備え、1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保すること。」と記載あります。地震等により道路陥没等で物理的に交通手段が断絶された場合は適用除外と考えますが、よろしいでしょうか？	災害時の状況に応じて要求水準未達となるかを判断します。 なお、要求水準書の記載で、「1時間以内の到着」を「速やかに(1時間程度以内)の到着」に変更します。
309	72	第7章	7.2	7.2.9	(3)	住民対応	「事業者は、周辺住民から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに、速やかに市に報告すること。」と記載あります。福知山市殿に寄せられた苦情等に対し、内容に応じて、事業者は福知山市殿と協力の上、適切に対応するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
310	73	第7章	7.2	7.2.9	(4)	調査・研究への協力	「市(市から委託を受けた機関を含む。)が汚泥処理施設の運転管理データ等の集計・整理、調査研究に関する協力を求めた場合、事業者はこれに協力し、研究発表や下水道機関誌に掲載する場合は市と共同のもと実施すること。」と記載あります。市(市から委託を受けた機関を含む。)からの上述の協力要請により、追加資機材や別途工事等が発生した場合は、設計変更の対象と理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
311	73	第7章	7.2	7.2.9	(8)	イベントへの協力	「福知山マラソン・高校野球等の駐車場開放に協力すること。」と記載があります。事前に準備しておけば、当日の交通整理は不要と理解します、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
312	75	第7章	7.3	7.3.4	(2)	組織体制	維持管理・運営期間においては現場代理人、主任技術者の配置は不要と考えますが、よろしいでしょうか？	現場代理人、主任技術者の配置は不要です。
313	78	第7章	7.3	7.3.10	-	電気工作物に関する業務	「事業者は、市の定める保安規定に基づき電気工作物の巡視、点検、測定を実施すること」と記載があります。貴市の保安規定を御教示願います。	関西電気保安協会に準用しています。
314	78	第7章	7.3	7.3.10	(1)	業務施工写真	「写真を必要とする報告書を作成する場合は、原則として横撮りとする」と記載があります。写真を必要とする報告書に該当する報告書を御教示願います。	契約後の協議によります。
315	78	第7章	7.3	7.3.10	(2)	業務施工写真	「作業着手前は、3方向以上から実施箇所全体が映るように撮影する。完了写真は着手前写真を見ながら同じ角度で撮影する。」と記載があります。高所などにより安全が確保できない場合や制御盤内の部品交換などの狭所のため撮影が困難な場合は、この限りではないと理解しますが、よろしいでしょうか？	契約後の協議によります。
316	79	第7章	7.4	7.4.3	(4)	その他の基準	尚書きについて、技術提案書に示す基準未達となった原因が、水処理施設から発生した汚泥および受入汚泥の性状(量を含む)による時は、維持管理・運營業務委託契約書(案)第31条第1項に基づき、計測に要する費用は市にて負担頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
317	80	第7章	7.4	7.4.4	-	その他の基準	尚書きについて、要求水準書及び技術提案書に示す基準を超過した原因が、水処理施設から発生した汚泥および受入汚泥の性状(量を含む)による時は、維持管理・運營業務委託契約書(案)第31条第1項に基づき、計測に要する費用は市にて負担頂けるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
318	82	第7章	7.5	7.5.2	(2)	安全管理	「生成物の発熱及び発酵特性に適合した、次の対策を行うこと。 (2) 副生成物に関する安全対策(予防及び発熱等異常時の対応)及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づくダイオキシン類へのばく露対策」と記載あります。当該対策は、事業者が採用する有効利用方法により変わるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
319	82	第7章	7.5	7.5.4	(1)	副生成物の処分	帰責事由の有無で排出事業者（処分主体）が変わることはない想定します。副生成物は、「市が処分を実施する」ものとして、販売困難となった場合は帰責事由の如何にかかわらず処分主体は「市」と考えます。よって、図7-3のフロー図において「市以外の帰責事由によるもの」の処分主体は「事業者」ではなく「市」へ修正をお願いします。	図7-3のフロー図は、市から事業者へ売却後のフローであるため、「市以外の帰責事由によるもの」の処分主体は生成物の所有者たる「事業者」となります。
320	83	第7章	7.6	7.6.2	-	機能確認に伴う改善	「機能確認の結果、当該機器の機能不良の原因が事業者の維持管理・運営上の契約の内容に適合しないものに因る事が明らかな場合は、市は当該設備の修繕または更新を事業者に求めることができるものとする。」と定められています。この場合、事業者は採るべき必要な措置を市と協議のうえ、合理的な範囲で対応するものと理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
321	90	—	-	-	-	別紙3	撤去対象の旧汚泥処理施設の南側に管廊が図示されています。当該管廊は、現状も残置されているという理解でよろしいでしょうか？また残置されている場合は、当該管廊に関する図面等の資料を公表願います。さらに、残置されている場合は、当該管廊の解体、処置方法は事業者提案によるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
322	93	—	-	-	-	図 返流水接続先	平面図では、埋設管において返流水管を接続とありますが、断面図では、頂板より接続とあります。事業者提案で、接続方法は選択できるという理解でよろしいでしょうか？	図面がない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
323	96	—	-	-	-	別紙6	最初沈殿池汚泥、余剰汚泥の汚泥供給位置が記載されています。事業者提案により汚泥供給位置は変更可能と考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
324	97、98	—	-	-	-	別紙7	別紙7のCADデータを提供願います。また各種測量基準点のレベル情報を公表願います。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
325	105	—	-	-	-	別紙9	別紙9において、大型車両の入退場口を処理場北側に図示されています。事業者提案により、別場所に入退場口を設置する事は可能でしょうか？	参考情報を閲覧資料に追加します。 詳細位置は契約後の協議によります。
326	105	—	-	-	-	別紙9	別紙9において、入退場口を新たに設置するにあたり、市道(既設)に係る交差点協議等は福知山市殿が実施するという理解でよろしいでしょうか？また別紙9の通り、両矢印②（処理場内と市道との高低差が無い箇所）が進入口の指定箇所であり、処理場内側へ市道の拡張は無いという理解でよろしいでしょうか。 もしくは交差点協議等の結果により、下水処理場内側へ市道の拡張が必要となる場合は事業者の業務範囲外もしくは設計変更対象になるものと考えてよろしいでしょうか。	前段:ご理解のとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
327	108	—	-	-	-	別紙12	記載の算定方法では、生成物の有効利用先（処理場外）については考慮されていません。今回事業は、処理場内でコンポスト原料を製造し、処理場外でコンポスト化するケースも認められており、処理場外も含めた有効利用までが当該事業範囲と理解します。したがって、処理場外のエネルギー収支等も含めた評価方法を御検討願います。	ご意見拝聴しました。
328	109	—	-	-	-	別紙13	汚泥等測定項目として濃縮分離液、消化槽脱離液、脱水分離液を測定することとなっています。返流水は、P38において返流水槽を設置し、排水水質を測定することになっている為、個別に測定する必要はないと考えますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
329	109	—	-	-	-	別紙13	汚泥等測定に対し、既設分析室で分析する事は可能でしょうか？	不可とします。

●様式1-2 要求水準書

通しNo.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑の内容	回答
330	111～116	—	-	-	-	別紙15、16	別紙15、16で示されている既設脱水機棟躯体の耐震診断及び補強案の荷重条件を御教示願います。また、事業者提案により、当該荷重条件以下であれば、耐震補強設計は不要と考えますが、よろしいでしょうか？	耐震診断報告書を提示します。 耐震診断は設定荷重で建築構造物の耐震補強が必要となります。用途変更等により当該荷重条件以下として、耐震補強量が低減するご提案も可能です。
331	111～116	—	-	-	-	別紙15、16	耐震診断結果に関する報告書を公表願います。	データがない場合はできるかぎり参考情報を閲覧資料に追加します。
332	-	—	-	-	-	要求水準書(案)等の公表資料全般	既設管廊について図示している範囲が公表されている各図で異なっていると考えます。 P17 図2-4) CGボイラまでの管廊は無い P90、91、92 別紙3、4、5) CGボイラまで管廊が敷設されている P94、P95 図) CGボイラまでの管廊は無い 現状の管廊図を公表願います。	図2-4に示した管廊が正です。
333	-	—	-	-	-	要求水準書(案)等の公表資料全般	要求水準書(案)で公表された資料、図面等に記載が無い地中埋設物等が発見された場合、その処理に掛かる費用は設計変更の対象と理解しますが、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、現場調査は十分に行ってください。